

埼玉県過疎地域持続的発展方針

(令和8年度～令和12年度)

令和7年12月

埼 玉 県

目 次

はじめに～埼玉県過疎地域持続的発展方針の策定に当たって～	- 1 -
1 基本的な事項	- 2 -
(1) 過疎地域の現状と問題点	- 2 -
ア 概況	- 2 -
イ 人口の推移	- 3 -
ウ 過疎現象の原因及び過程	- 11 -
エ 過疎対策の成果	- 14 -
オ 今後の課題等	- 16 -
(2) 過疎地域持続的発展の基本的方向	- 17 -
(3) 広域的な経済社会生活圏との関連	- 21 -
2 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	- 23 -
(1) 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進・人材育成の方針	- 23 -
(2) 移住・定住の促進	- 23 -
(3) 二地域居住の促進	- 23 -
(4) 地域間交流の促進	- 24 -
(5) 人材育成の促進	- 24 -
3 産業の振興	- 26 -
(1) 産業振興の方針	- 26 -
(2) 農林業の振興	- 26 -
(3) 地場産業の振興	- 27 -
(4) 企業の誘致対策	- 27 -
(5) 起業の促進	- 27 -
(6) 商業の振興	- 28 -
(7) 観光の振興	- 28 -
4 地域における情報化	- 29 -
(1) 地域における情報化の方針	- 29 -
(2) 電気通信施設の整備	- 29 -
(3) 情報化の推進	- 29 -
5 交通施設の整備、交通手段の確保	- 30 -
(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	- 30 -

(2) 国道、県道及び市町村道の整備	- 30 -
ア 国道	- 30 -
イ 県道	- 30 -
ウ 市町村道	- 30 -
(3) 農道及び林道（森林管理道）の整備	- 30 -
(4) 交通確保対策	- 31 -
6 生活環境の整備	- 32 -
(1) 生活環境の整備の方針	- 32 -
(2) 水道施設、生活排水処理施設等の整備	- 32 -
(3) 消防・救急医療体制の整備	- 32 -
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 33 -
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	- 33 -
(2) 子育て環境の確保のための対策	- 33 -
(3) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	- 33 -
8 医療の確保	- 34 -
(1) 医療の確保の方針	- 34 -
(2) 医師の確保が困難な地域に対する対策	- 34 -
(3) 特定の診療科に係る医療確保対策	- 34 -
(4) その他の医療の確保	- 34 -
9 教育の振興	- 35 -
(1) 教育の振興の方針	- 35 -
(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備・有効活用	- 35 -
(3) 社会教育施設の整備	- 35 -
10 集落の整備	- 36 -
(1) 集落整備の方針	- 36 -
(2) 集落整備の支援	- 36 -
11 地域文化の振興等	- 37 -
(1) 地域文化の振興等の方針	- 37 -
(2) 地域文化の振興等の支援	- 37 -
12 再生可能エネルギーの利用の推進	- 38 -
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	- 38 -

(2) 再生可能エネルギーの利用の推進の支援	- 38 -
『参考資料 過疎地域関連の主な事業』	- 39 -
別紙（過疎計画相当部分）	- 40 -
1 基本的な事項	- 40 -
(1) 持続的発展の基本方針に関する事項	- 40 -
(2) 目標	- 40 -
(3) 計画の達成状況の評価に関する事項	- 40 -
(4) 計画期間	- 40 -
2 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	- 41 -
3 産業の振興	- 41 -
4 地域における情報化	- 42 -
5 交通施設の整備、交通手段の確保	- 43 -
6 生活環境の整備	- 44 -
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 44 -
8 医療の確保	- 45 -
9 教育の振興	- 45 -
10 集落の整備	- 45 -
11 再生可能エネルギーの利用の推進	- 45 -
12 過疎地城市町村に対する行財政上の援助	- 46 -
(1) 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	- 46 -
(2) 産業の振興	- 46 -
(3) 地域における情報化	- 47 -
(4) 交通施設の整備、交通手段の確保	- 48 -
(5) 生活環境の整備	- 48 -
(6) 医療の確保	- 49 -
(7) 集落の整備	- 49 -
(8) 地域文化の振興等	- 49 -

はじめに～埼玉県過疎地域持続的発展方針の策定に当たって～

この埼玉県過疎地域持続的発展方針は、埼玉県の過疎地域の持続的発展を図るために、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（以下「過疎法」という。）第7条の規定に基づき定めるもので、過疎地域の市町村が策定する市町村過疎地域持続的発展計画及び埼玉県が策定する埼玉県過疎地域持続的発展計画の指針となるものである。

過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画の効率的な策定について（令和7年3月14日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡）に基づき、本県では方針と県計画を一体的に策定しており、本方針は県計画の内容を含むものである。

また、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項（過疎法第9条第4項）は本方針の別紙相当部分に記載している。なお、県計画相当部分は本方針の別紙として位置付ける。

本方針の対象期間及び対象地域は、以下のとおりである。

- 対象期間 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間
 - 対象地域（以下「過疎地域」と総称する。）
 - ・過疎法第 2 条第 1 項の規定による過疎市町村：
小鹿野町、東秩父村
 - ・過疎法第 3 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域：
秩父市のうち旧吉田町及び旧大滝村の区域、神川町のうち旧神泉村の区域
 - ・過疎法第 43 条第 1 項の規定による過疎市町村及び過疎地域とみなされる区域：
ときがわ町、皆野町、長瀬町（過疎市町村）
秩父市のうち旧荒川村の区域（過疎地域とみなされる区域）



1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

ア 概況

埼玉県において、過疎法第2条第1項による過疎地域は、小鹿野町と東秩父村である。

また、過疎法第3条第1項の規定により、秩父市のうち旧吉田町及び旧大滝村の区域（以下「旧吉田町」及び「旧大滝村」という。）並びに神川町のうち旧神泉村の区域（以下「旧神泉村」という。）は、過疎地域とみなされる。

さらに、過疎法第43条第1項の規定により、令和2年国勢調査の結果に基づき、ときがわ町、皆野町、長瀬町及び秩父市のうち旧荒川村の区域（以下「旧荒川村」という。）は、新たに過疎地域に追加された。

本県の過疎地域は、東京都心部から60～100kmの県西部から北西部にかけての山岳地帯にあって、地勢は概ね急峻であり、その大部分が山林原野で占められている。

過疎地域全体の面積は、県土（3,797.75km²）の21.77%（826.69km²）を占めているが、人口はわずか47,440人で、県人口7,374,298人の0.64%に過ぎない。（表－1参照）

過疎地域の財政力指数の平均は0.455と県内市町村平均の0.845を大きく下回っており、いずれの地域も財政基盤はぜい弱である。（表－2参照）

表－1 人口と面積

	人口		面積	
	人口(人)	比率(%)	面積(km ²)	比率(%)
旧吉田町	4,043	0.05	66.10	1.74
旧大滝村	500	0.01	330.98	8.72
旧荒川村	4,187	0.06	46.97	1.24
ときがわ町	10,220	0.14	55.90	1.47
皆野町	8,878	0.12	63.74	1.68
長瀬町	6,367	0.09	30.43	0.80
小鹿野町	10,061	0.14	171.26	4.51
東秩父村	2,406	0.03	37.06	0.98
旧神泉村	778	0.01	24.25	0.64
過疎地域計	47,440	0.64	826.69	21.77
県計	7,374,298	100.00	3,797.75	100.00

（注）人口：町（丁）字別人口調査（埼玉県） 令和7年1月1日現在

面積：全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院） 令和7年4月1日（県計、ときがわ町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村）、平成17年（旧神泉村）、平成16年（旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村）

表－2 財政力指数（令和5年度～令和7年度平均）

	3か年平均財政力指数
秩父市	0.565
ときがわ町	0.381
皆野町	0.388
長瀬町	0.354
小鹿野町	0.302
東秩父村	0.182
神川町	0.489
過疎地域平均	0.455
埼玉県平均	0.845

- (注) 1 市町村課調べ
2 秩父市及び神川町は、市町全域の財政力指数を記載。

イ 人口の推移

本県は県全体として人口増加が続いているものの、過疎地域における人口は概ね一貫して減少している。昭和35年から令和2年までの60年間における過疎地域全体の人口減少率は38.8%で、同じ期間に県人口が約3倍に増加を示しているのと比べ対照的である。

過疎地域における5年ごとの人口減少率をみると、昭和35年から昭和45年の10年間で大きく人口が減少している。その後一旦沈静化を見せていましたが、平成17年以降は再び大きく減少している。特に、平成27年から令和2年の5年間の人口減少率は、昭和35年以降最も大きくなっている。

人口減少率を地域別にみると、旧吉田町では人口減少が昭和50年から平成12年までは一旦落ち着きを見せていましたが、平成17年以降は再び減少幅が大きくなっている。

旧大滝村では人口の減少が止まらず、昭和35年から令和2年までの60年間の人口減少率は92.7%にも上っている。

旧荒川村では平成7年まで人口の増減を繰り返していましたが、平成12年以降は減少幅が大きくなっている。

ときがわ町では昭和50年から平成7年にかけて人口が増加していましたが、平成12年以降は人口減少に転じている。

皆野町では人口減少が昭和45年から平成2年までは一旦落ち着きを見せていましたが、平成12年以降は人口減少に転じている。

長瀬町では昭和60年までは人口が増加していましたが、平成2年以降は人口減少に転じている。

小鹿野町では人口減少が昭和50年から平成7年までは一旦落ち着きを見せていましたが、平成12年以降は再び減少幅が大きくなっている。

東秩父村では人口減少が昭和 50 年から平成 12 年までは一旦落ち着きを見せていましたが、平成 17 年以降は再び減少幅が大きくなっている。

旧神泉村では旧大滝村に比べ減少幅は小さいものの、ほぼ一貫して人口の減少傾向が続いている。

(表－3 参照)

表－3 人口の推移（昭和35年～令和2年）

		人口(人)と5年ごと増減率(%)												
		昭和35年	40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
旧 町吉 田	人口	8,556	7,765	7,118	6,830	6,576	6,536	6,388	6,275	5,992	5,618	5,222	4,742	4,299
	5年ごと増減率	—	-9.2	-8.3	-4.0	-3.7	-0.6	-2.3	-1.8	-4.5	-6.2	-7.0	-9.2	-9.3
旧 村大 滝	人口	8,202	6,449	4,791	3,245	2,713	2,368	2,228	1,857	1,711	1,336	1,013	788	594
	5年ごと増減率	—	-21.4	-25.7	-32.3	-16.4	-12.7	-5.9	-16.7	-7.9	-21.9	-24.2	-22.2	-24.6
旧 村荒 川	人口	6,257	5,999	5,988	6,293	6,301	6,358	6,314	6,687	6,382	6,084	5,690	5,175	4,626
	5年ごと増減率	—	-4.1	-0.2	5.1	0.1	0.9	-0.7	5.9	-4.6	-4.7	-6.5	-9.1	-10.6
とき 町が わき	人口	11,120	10,690	10,414	10,625	11,131	12,497	13,489	14,251	13,966	13,271	12,418	11,492	10,540
	5年ごと増減率	—	-3.9	-2.6	2.0	4.8	12.3	7.9	5.6	-2.0	-5.0	-6.4	-7.5	-8.3
皆 野 町	人口	14,147	13,570	13,099	12,912	12,817	12,707	12,571	12,602	12,199	11,518	10,888	10,133	9,302
	5年ごと増減率	—	-4.1	-3.5	-1.4	-0.7	-0.9	-1.1	0.2	-3.2	-5.6	-5.5	-6.9	-8.2
長 瀬 町	人口	8,072	8,145	8,275	8,591	8,908	8,963	8,906	8,809	8,560	8,352	7,908	7,324	6,807
	5年ごと増減率	—	0.9	1.6	3.8	3.7	0.6	-0.6	-1.1	-2.8	-2.4	-5.3	-7.4	-7.1
小 町鹿 野	人口	18,723	17,432	16,477	16,389	16,190	16,118	15,919	15,628	15,061	14,479	13,436	12,117	10,928
	5年ごと増減率	—	-6.9	-5.5	-0.5	-1.2	-0.4	-1.2	-1.8	-3.6	-3.9	-7.2	-9.8	-9.8
東 村秩 父	人口	5,881	5,346	5,067	4,931	4,704	4,593	4,490	4,323	4,119	3,795	3,348	2,915	2,709
	5年ごと増減率	—	-9.1	-5.2	-2.7	-4.6	-2.4	-2.2	-3.7	-4.7	-7.9	-11.8	-12.9	-7.1
旧 村神 泉	人口	1,935	1,824	1,468	1,454	1,385	1,422	1,375	1,314	1,374	1,243	1,121	990	889
	5年ごと増減率	—	-5.7	-19.5	-1.0	-4.7	2.7	-3.3	-4.4	4.6	-9.5	-9.8	-11.7	-10.2
過 域疎 計	人口	82,893	77,220	72,697	71,270	70,725	71,562	71,680	71,746	69,364	65,696	61,044	55,676	50,694
	5年ごと増減率	—	-6.8	-5.9	-2.0	-0.8	1.2	0.2	0.1	-3.3	-5.3	-7.1	-8.8	-8.9
埼 玉 県	人口	2,430,871	3,014,983	3,866,472	4,821,340	5,420,480	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556	7,266,534	7,344,765
	5年ごと増減率	—	24.0	28.2	24.7	12.4	8.2	9.2	5.5	2.6	1.7	2.0	1.0	1.1

※小鹿野町 昭和35年～平成12年までは、旧小鹿野町と旧両神村の合計とする。

※ときがわ町 昭和35年～平成17年までは、旧都幾川村と旧玉川村の合計とする。

※長瀬町 昭和35年～昭和45年までは、旧野上町の数値とする。

表－3 人口の推移（昭和35年～令和2年）（続き）

	昭和35年～平成27年 人口増減率（%）	昭和50年～平成27年 人口増減率（%）	平成2年～平成27年 人口増減率（%）	昭和55年～令和2年 人口増減率（%）	平成7年～令和2年 人口増減率（%）
旧吉田町	-44.6	-30.6	-25.8	-34.6	-31.5
旧大滝村	-90.4	-75.7	-64.6	-78.1	-68.0
旧荒川村	-17.3	-17.8	-18.0	-26.6	-30.8
ときがわ町	3.3	8.2	-14.8	-5.3	-26.0
皆野町	-28.4	-21.5	-19.4	-27.4	-26.2
長瀬町	-9.3	-14.7	-17.8	-23.6	-22.7
小鹿野町	-35.3	-26.1	-23.9	-32.5	-30.1
東秩父村	-50.4	-40.9	-35.1	-42.4	-37.3
旧神泉村	-48.8	-31.9	-28.0	-35.8	-32.3
過疎地域平均	-32.8	-21.9	-22.3	-28.3	-29.3
埼玉県	198.9	50.7	13.4	35.5	8.7

(注) 国勢調査による。

年齢（3区分）別人口の推移をみると、過疎地域においては、0～14歳階層の年少人口は昭和35年以降一貫して減少しており、令和2年までの60年間で84.0%減と大幅に減少している。一方、65歳以上階層の老人人口は昭和35年から令和2年まで一貫して増加し、昭和35年から令和2年までの60年間で約3倍と大幅に増加している。15～64歳階層の生産年齢人口は、年少人口や老人人口のような大きな変動は見せていないが、概ね一貫して減少しており、昭和35年から令和2年までの60年間で46.1%減少している。

この結果、昭和35年から令和2年までの60年間で、0～14歳階層の年少人口構成比が25.3ポイント低下する一方、65歳以上階層の老人人口構成比が32.1ポイント上昇しており、過疎地域の少子高齢化の進行が顕著となっている。県全体でも年少人口構成比の低下と老人人口構成比の上昇がみられるが、過疎地域における年少人口構成比の低下と老人人口構成比の上昇は、県と比較していずれも大きくなっている。

地域別では、旧吉田町では年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少しており、老齢人口は平成22年を除き増加している。

旧大滝村では年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少しており、老人人口は増加傾向にあったが平成17年から減少に転じている。また、生産年齢人口が大幅に減少しており、昭和35年から令和2年までの60年間で95.9%も減少し、構成比でも27.3ポイントも低下している。

旧荒川村では年少人口は一貫して減少しており、老人人口は一貫して増加している。生産年齢人口は平成7年までは増加と減少を繰り返した後、平成12年以降は減少が続いている。

ときがわ町では年少人口は昭和55年と昭和60年を除いて減少している。一方、老齢人口は一貫して増加している。生産年齢人口は平成7年までは増加していたものの、平成12年以降は減少が続いている。

皆野町では年少人口は一貫して減少しており、老人人口は一貫して増加している。生産年齢人口は昭和50年以降は減少が続いている。

長瀬町では年少人口は昭和50年と昭和55年を除いて減少している。一方、老人人口は一貫して増加している。生産年齢人口は増加傾向にあったが、平成7年以降は減少が続いている。

小鹿野町では年少人口は一貫して減少しており、生産年齢人口も昭和45年と昭和50年を除いて減少している。一方、老人人口は一貫して増加している。

東秩父村では年少人口は一貫して減少している。老人人口は増加が続いた後、平成17年以降は減少に転じ、令和2年に再び増加している。生産年齢人口は減少傾向にあるが、年少人口に比べ減少幅が小さくなっている。

旧神泉村では年少人口は一貫して減少しており、老人人口は昭和40年以降一貫して増加している。生産年齢人口は平成12年まで増加と減少を繰り返した後、平成17年以降は減少が続いている。

(表－4 参照)

産業(3区分)別 15歳以上就業者数の推移をみると、令和2年では昭和35年と比較して、ほとん

どの過疎地域において第1次産業就業者の構成比が大幅に低下したのに対し、第2次産業就業者及び第3次産業就業者の構成比は上昇している。

地域別にみると、旧大滝村では昭和35年当時、第2次産業就業者の構成比が54.4%と高く、その他の過疎地域と比べてその比率は突出している。これは、昭和30年代までダム建設工事、鉄鉱石の产出等により活況を呈したことによるものである。

旧吉田町、小鹿野町及び旧神泉村では、昭和35年における第1次産業者の構成比がそれぞれ75.4%、62.0%及び74.7%とその他の過疎地域と比べて大きくなっている。

旧荒川村、ときがわ町、皆野町、長瀬町及び東秩父村では、近年、第2次産業就業者の構成比が低下傾向にある一方で、第3次産業者のそれは上昇傾向にある。(表-5、図-1参照)

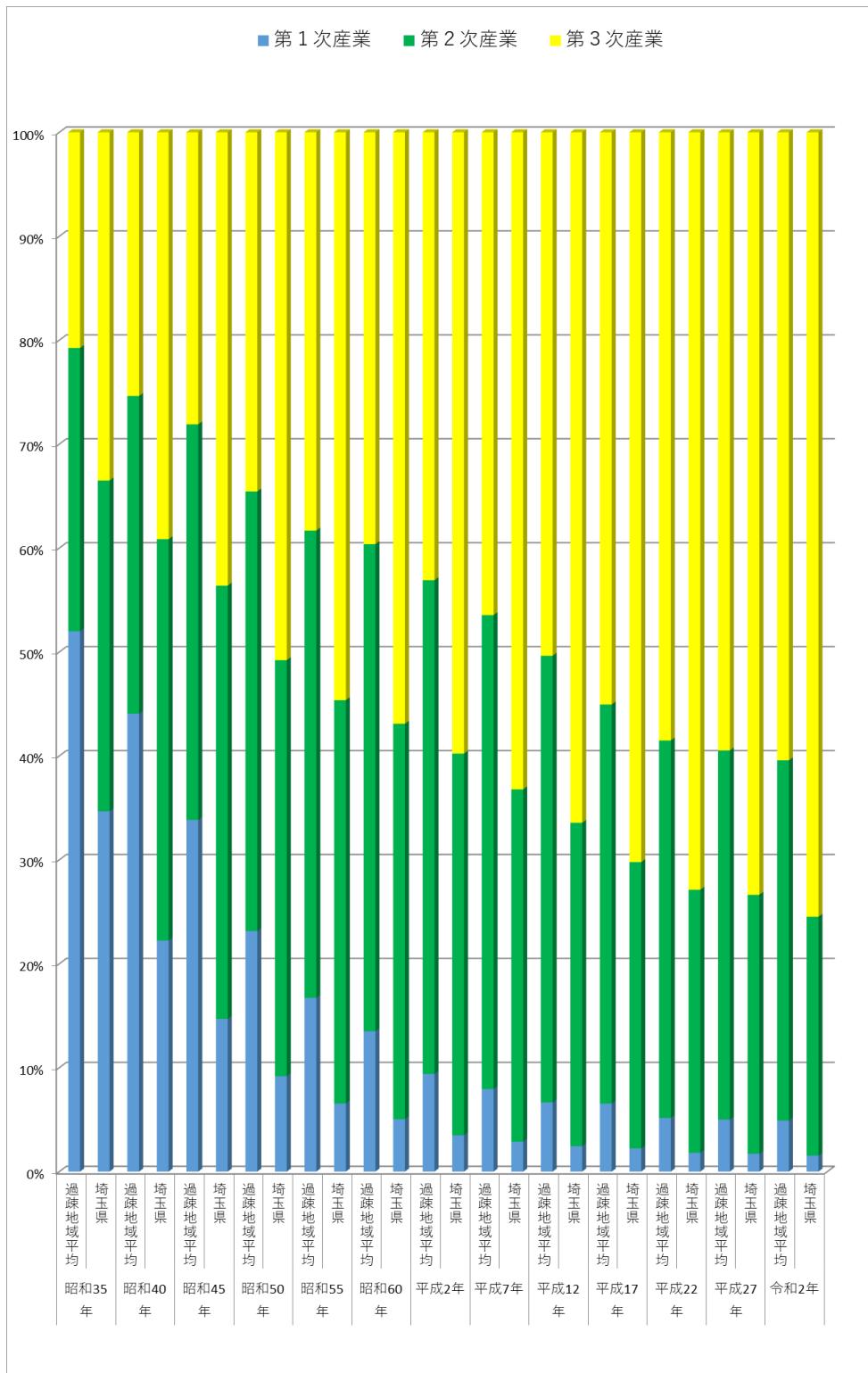
表－4 年齢（3区分）別人口の推移

	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年				
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	
旧吉田町	0~14歳	2,952	34.5	2,380	30.7	1,831	25.7	1,544	22.6	1,396	21.2	1,335	20.4	1,184	18.5	1,085	17.3	896	15.0	767	13.7	648	12.4	535	11.3	413	9.6
	15~64歳	4,774	55.8	4,496	57.9	4,325	60.8	4,290	62.8	4,142	63.0	4,117	63.0	3,911	61.2	3,705	59.0	3,543	59.1	3,281	58.4	3,019	57.8	2,632	55.5	2,186	50.8
	65歳以上	830	9.7	889	11.4	962	13.5	996	14.6	1,038	15.8	1,084	16.6	1,293	20.2	1,485	23.7	1,553	25.9	1,570	27.9	1,553	29.7	1,575	33.2	1,698	39.5
	計※	8,556	100.0	7,765	100.0	7,118	100.0	6,830	100.0	6,576	100.0	6,536	100.0	6,388	100.0	6,275	100.0	5,992	100.0	5,618	100.0	5,222	100.0	4,742	100.0	4,299	100.0
旧大瀬村	0~14歳	2,807	34.2	2,282	35.4	1,474	30.8	732	22.6	481	17.7	353	14.9	326	14.6	255	13.7	164	9.6	95	7.1	52	5.1	21	2.7	17	2.9
	15~64歳	5,041	61.5	3,754	58.2	2,897	60.5	2,094	64.5	1,803	66.5	1,548	65.4	1,357	60.9	1,036	55.8	917	53.6	658	49.3	428	42.3	316	40.1	203	34.2
	65歳以上	354	4.3	413	6.4	420	8.8	419	12.9	429	15.8	467	19.7	545	24.5	566	30.5	630	36.8	583	43.6	533	52.6	451	57.2	374	63.0
	計※	8,202	100.0	6,449	100.0	4,791	100.0	3,245	100.0	2,713	100.0	2,368	100.0	2,228	100.0	1,857	100.0	1,711	100.0	1,336	100.0	1,013	100.0	788	100.0	594	100.0
旧荒川村	0~14歳	2,181	34.9	1,887	31.5	1,601	26.7	1,545	24.6	1,431	22.7	1,327	20.9	1,163	18.4	1,007	15.1	926	14.5	836	13.7	704	12.4	555	10.7	391	8.5
	15~64歳	3,601	57.6	3,576	59.6	3,780	63.1	4,092	65.0	4,144	65.8	4,199	66.0	4,129	65.4	4,359	65.2	3,952	61.9	3,631	59.7	3,321	58.4	2,768	53.5	2,342	50.6
	65歳以上	475	7.6	536	8.9	607	10.1	656	10.4	726	11.5	832	13.1	1,022	16.2	1,315	19.7	1,504	23.6	1,617	26.6	1,665	29.3	1,852	35.8	1,891	40.9
	計※	6,257	100.0	5,999	100.0	5,988	100.0	6,293	100.0	6,301	100.0	6,358	100.0	6,687	100.0	6,382	100.0	6,084	100.0	5,690	100.0	5,175	100.0	4,626	100.0		
ときがわ町	0~14歳	3,973	35.7	3,315	31.0	2,626	25.2	2,340	22.0	2,432	21.8	2,828	22.6	2,786	20.7	2,638	18.5	2,090	15.0	1,612	12.1	1,249	10.1	1,017	8.8	880	8.3
	15~64歳	6,267	56.4	6,442	60.3	6,749	64.8	7,109	66.9	7,402	66.5	8,156	65.3	8,847	65.6	9,362	65.7	9,318	66.7	8,852	66.7	7,992	64.4	6,739	58.6	5,568	52.8
	65歳以上	880	7.9	933	8.7	1,039	10.0	1,176	11.1	1,293	11.6	1,513	12.1	1,856	13.8	2,243	15.7	2,558	18.3	2,807	21.2	3,176	25.6	3,734	32.5	4,092	38.8
	計※	11,120	100.0	10,690	100.0	10,414	100.0	10,625	100.0	11,131	100.0	12,497	100.0	13,489	100.0	14,251	100.0	13,966	100.0	13,271	100.0	12,418	100.0	11,492	100.0	10,540	100.0
皆野町	0~14歳	4,730	33.4	3,947	29.1	3,244	24.8	3,055	23.7	2,906	22.7	2,769	21.8	2,346	18.7	2,019	16.0	1,728	14.2	1,442	12.5	1,321	12.1	1,144	11.3	936	10.1
	15~64歳	8,295	58.6	8,362	61.6	8,509	65.0	8,419	65.2	8,360	65.2	8,236	64.8	8,144	64.8	8,048	63.9	7,595	62.3	7,032	61.1	6,387	58.7	5,538	54.7	4,756	51.1
	65歳以上	1,122	7.9	1,261	9.3	1,346	10.3	1,438	11.1	1,550	12.1	1,702	13.4	2,081	16.6	2,535	20.1	2,876	23.6	3,044	26.4	3,179	29.2	3,442	34.0	3,578	38.5
	計※	14,147	100.0	13,570	100.0	13,099	100.0	12,912	100.0	12,817	100.0	12,707	100.0	12,571	100.0	12,602	100.0	12,199	100.0	11,518	100.0	10,888	100.0	10,133	100.0	9,302	100.0
長瀬町	0~14歳	2,476	30.7	2,176	26.7	1,985	24.0	2,132	24.8	2,132	23.9	1,937	21.6	1,641	18.4	1,477	16.8	1,310	15.3	1,134	13.6	959	12.1	775	10.6	624	9.2
	15~64歳	4,972	61.6	5,221	64.1	5,449	65.8	5,543	64.5	5,764	64.7	5,884	65.6	5,907	66.3	5,706	64.8	5,401	63.1	5,151	61.7	4,577	57.9	3,984	54.4	3,481	51.1
	65歳以上	624	7.7	748	9.2	841	10.2	916	10.7	1,012	11.4	1,142	12.7	1,358	15.2	1,626	18.5	1,849	21.6	2,067	24.7	2,372	30.0	2,564	35.0	2,697	39.6
	計※	8,072	100.0	8,145	100.0	8,275	100.0	8,591	100.0	8,908	100.0	8,963	100.0	8,906	100.0	8,809	100.0	8,560	100.0	8,352	100.0	7,908	100.0	7,324	100.0	6,807	100.0
小鹿野町	0~14歳	6,515	34.8	5,497	31.5	4,379	26.6	4,011	24.5	3,774	23.3	3,589	22.3	3,257	20.5	2,828	18.1	2,290	15.2	1,863	12.9	1,643	12.2	1,367	11.3	1,038	9.5
	15~64歳	10,627	56.8	10,142	58.2	10,182	61.8	10,298	62.8	10,249	63.3	10,166	63.1	10,003	62.8	9,559	61.2	9,177	60.9	8,744	60.4	7,849	58.4	6,712	55.4	5,624	51.5
	65歳以上	1,581	8.4	1,793	10.3	1,916	11.6	2,080	12.7	2,167	13.4	2,363	14.7	2,659	16.7	3,241	20.7	3,594	23.9	3,872	26.7	3,944	29.4	4,037	33.3	4,248	38.9
	計※	18,723	100.0	17,432	100.0	16,477	100.0	16,389	100.0	16,190	100.0	16,118	100.0	15,919	100.0	15,628	100.0	15,061	100.0	14,479	100.0	13,436	100.0	12,117	100.0	10,928	100.0
東秩父村	0~14歳	2,055	34.9	1,610	30.1	1,191	23.5	1,059	21.5	1,002	21.3	928	20.2	798	17.8	672	15.5	566	13.7	443	11.7	324	9.7	227	7.8	173	6.4
	15~64歳	3,285	55.9	3,143	58.8	3,252	64.2	3,197	64.8	3,024	64.3	2,941	64.0	2,843	63.3	2,677	61.9	2,467	59.9	2,281	60.1	1,963	58.6	1,643	56.4	1,275	47.1
	65歳以上	541	9.2	593	11.1	624	12.3	675	13.7	678	14.4	724	15.8	849	18.9	974	22.5	1,086	26.4	1,071	28.2	1,061	31.7	1,044	35.8	1,261	46.5
	計※	5,881	100.0	5,346	100.0	5,067	100.0	4,931	100.0	4,704	100.0	4,593	100.0	4,490	100.0	4,323	100.0	4,119	100.0	3,795	100.0	3,348	100.0	2,915	100.0	2,709	100.0
旧神泉村	0~14歳	646	33.4	473	25.9	356	24.3	331	22.8	281	20.3	280	19.7	254	18.5	213	16.2	185	13.5	129	10.4	90	8.0	57	5.8	49	5.5
	15~64歳	1,107	57.2	1,185	65.0	924	62.9	925	63.6	890	64.3	921	64.8	867	63.1	804	61.2	824	60.0	727	58.5	620	55.3	499	50.4	402	45.2
	65歳以上	182	9.4	166	9.1	188	12.8	198	13.6	214	15.5	221	15.5	254	18.5	297	22.6	365	26.6	387	31.1	411	36.7	431	43.5	436	49.0
	計※	1,935	100.0	1,824	100.0	1,468	100.0	1,454	100.0	1,385	100.0	1,422	100.0	1,375	100.0	1,314	100.0	1,374	100.0	1,243	100.0	1,121	100.0	990	100.0	889	100.0
越後地域	0~14歳	28,335	34.2	23,567	30.5	18,687	25.7	16,749	23.5	15,835	22.4	15,346	21.4	13,755	19.2	12,194	17.0	10,155	14.6	8,321	12.7	6,990	11.5	5,698	10.2	4,521	

表－5 産業（3区分）別15歳以上就業者数の推移

	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年				
	人数(人)	構成比(%)																									
旧吉田町	第1次産業	3,302	75.4	2,562	66.5	2,037	53.5	1,410	39.5	988	28.9	704	21.2	444	14.1	389	12.4	284	10.0	249	9.1	200	8.2	181	7.8	134	6.5
	第2次産業	451	10.3	658	17.1	1,087	28.5	1,341	37.6	1,494	43.7	1,631	49.1	1,577	49.9	1,551	49.5	1,298	45.5	1,162	42.4	972	39.7	927	40.1	871	42.3
	第3次産業	628	14.3	630	16.4	687	18.0	815	22.8	934	27.3	986	29.7	1,139	36.0	1,192	38.0	1,269	44.5	1,326	48.4	1,228	50.1	1,168	50.6	1,056	51.2
	計※	4,382	100.0	3,852	100.0	3,811	100.0	3,568	100.0	3,422	100.0	3,323	100.0	3,160	100.0	3,134	100.0	2,853	100.0	2,739	100.0	2,449	100.0	2,310	100.0	2,061	100.0
旧大瀬村	第1次産業	1,143	30.0	750	27.5	538	23.9	320	20.5	265	18.3	204	16.2	103	9.7	106	10.8	45	5.6	22	3.9	21	5.8	20	7.0	19	9.2
	第2次産業	2,073	54.4	1,222	44.7	1,010	44.9	597	38.3	580	39.9	497	39.4	433	40.8	370	37.9	347	43.2	193	33.9	83	23.1	54	18.9	44	21.4
	第3次産業	593	15.6	756	27.7	703	31.2	638	40.9	606	41.7	551	43.7	525	49.4	500	51.2	411	51.2	353	62.0	255	70.8	208	72.7	143	69.4
	計※	3,809	100.0	2,731	100.0	2,251	100.0	1,559	100.0	1,452	100.0	1,262	100.0	1,062	100.0	977	100.0	803	100.0	569	100.0	360	100.0	286	100.0	206	100.0
旧荒川村	第1次産業	1,331	46.4	926	35.4	766	26.3	430	15.0	363	12.3	307	10.1	247	8.0	200	5.9	167	5.6	124	4.6	118	4.7	102	4.3	93	4.4
	第2次産業	855	29.8	846	32.3	1,181	40.6	1,294	45.3	1,363	46.0	1,484	48.8	1,469	47.6	1,632	47.9	1,191	39.6	906	33.3	781	31.1	696	29.6	640	30.3
	第3次産業	684	23.8	842	32.2	959	33.0	1,133	39.6	1,233	41.7	1,249	41.1	1,373	44.4	1,567	46.0	1,638	54.5	1,686	61.9	1,601	63.7	1,539	65.5	1,376	65.2
	計※	2,870	100.0	2,616	100.0	2,908	100.0	2,859	100.0	2,960	100.0	3,040	100.0	3,089	100.0	3,404	100.0	3,004	100.0	2,722	100.0	2,512	100.0	2,350	100.0	2,109	100.0
ときがわ町	第1次産業	2,651	50.5	2,076	39.8	1,581	28.1	952	17.3	597	10.4	457	7.2	375	5.4	326	4.5	322	4.5	332	4.7	218	3.4	216	3.7	201	3.8
	第2次産業	1,485	28.3	1,901	36.4	2,575	45.8	2,716	49.4	3,079	53.4	3,533	55.7	3,688	53.6	3,667	51.0	3,248	45.8	2,769	39.3	2,417	37.7	2,159	36.6	1,836	34.8
	第3次産業	1,108	21.1	1,240	23.8	1,463	26.0	1,811	33.0	2,073	36.0	2,327	36.7	2,790	40.5	3,157	43.9	3,472	48.9	3,824	54.3	3,708	57.9	3,486	59.1	3,236	61.4
	計※	5,245	100.0	5,217	100.0	5,620	100.0	5,496	100.0	5,765	100.0	6,343	100.0	6,887	100.0	7,190	100.0	7,096	100.0	7,045	100.0	6,403	100.0	5,898	100.0	5,273	100.0
皆野町	第1次産業	3,006	42.5	2,382	35.7	1,861	27.2	1,229	19.1	941	14.9	826	13.0	586	9.3	471	7.4	311	5.3	282	5.1	202	4.0	188	4.0	176	4.0
	第2次産業	2,252	31.9	2,309	34.6	2,711	39.6	2,696	41.9	2,677	42.3	2,714	42.6	2,737	43.5	2,552	40.3	2,303	39.4	1,943	35.2	1,699	33.4	1,569	33.0	1,429	32.7
	第3次産業	1,805	25.5	1,976	29.6	2,275	33.2	2,492	38.7	2,699	42.7	2,815	44.1	2,954	47.0	3,312	52.3	3,225	55.1	3,296	59.7	3,179	62.5	2,965	62.3	2,764	63.3
	計※	7,066	100.0	6,672	100.0	6,849	100.0	6,432	100.0	6,325	100.0	6,377	100.0	6,291	100.0	6,335	100.0	5,848	100.0	5,524	100.0	5,089	100.0	4,759	100.0	4,369	100.0
長瀬町	第1次産業	1,673	41.6	1,416	33.5	1,214	27.3	807	19.2	638	14.5	563	12.3	408	8.8	330	7.3	256	5.9	217	5.3	132	3.5	116	3.2	122	3.9
	第2次産業	1,217	30.3	1,375	32.5	1,552	34.9	1,481	35.3	1,641	37.2	1,777	38.7	1,906	40.9	1,726	38.1	1,637	37.6	1,473	36.2	1,273	34.0	1,158	32.3	981	31.1
	第3次産業	1,131	28.1	1,436	34.0	1,674	37.7	1,896	45.2	2,130	48.3	2,227	48.6	2,340	50.2	2,473	54.6	2,426	55.7	2,375	58.4	2,244	60.0	2,204	61.4	2,047	65.0
	計※	4,022	100.0	4,227	100.0	4,441	100.0	4,196	100.0	4,413	100.0	4,587	100.0	4,658	100.0	4,530	100.0	4,352	100.0	4,068	100.0	3,743	100.0	3,588	100.0	3,150	100.0
小鹿野町	第1次産業	5,598	62.0	4,658	55.8	3,693	42.0	2,290	28.5	1,608	20.2	1,329	16.6	932	11.9	826	10.5	604	8.1	639	8.9	448	7.1	386	6.4	334	6.1
	第2次産業	1,586	17.6	1,715	20.6	2,905	33.0	3,318	41.2	3,584	44.9	3,739	46.8	3,813	48.6	3,730	47.6	3,447	46.3	2,969	41.4	2,466	38.9	2,311	38.6	2,072	38.0
	第3次産業	1,843	20.4	1,969	23.6	2,197	25.0	2,440	30.3	2,785	34.9	2,928	36.6	3,095	39.5	3,281	41.9	3,389	45.6	3,565	49.7	3,430	54.1	3,270	54.6	3,051	55.9
	計※	9,027	100.0	8,342	100.0	8,795	100.0	8,048	100.0	7,977	100.0	7,996	100.0	7,840	100.0	7,837	100.0	7,440	100.0	7,173	100.0	6,344	100.0	5,991	100.0	5,457	100.0
東秩父村	第1次産業	1,521	52.1	1,171	44.6	843	31.1	470	19.5	306	13.3	306	13.4	154	7.2	109	5.4	156	8.1	131	7.2	85	5.7	77	5.6	71	5.8
	第2次産業	938	32.1	968	36.9	1,277	47.2	1,253	52.1	1,208	52.5	1,175	51.5	1,128	52.6	970	47.9	839	43.5	720	39.6	549	36.6	470	34.1	423	34.4
	第3次産業	459	15.7	483	18.4	587	21.7	681	28.3	782	34.0	798	35.0	855	39.9	945	46.6	931	48.3	969	53.2	830	55.3	766	55.6	734	59.8
	計※	2,918	100.0	2,623	100.0	2,707	100.0	2,406	100.0	2,299	100.0	2,281	100.0	2,144	100.0	2,026	100.0	1,927	100.0	1,820	100.0	1,500	100.0	1,377	100.0	1,228	100.0
旧神衆村	第1次産業	745	74.7	474	48.0	374	48.5	239	34.7	183	27.7	142	20.7	110	16.2	109	16.2	108	17.0	106	17.5	55	10.8	51	11.0	43	10.2
	第2次産業	132	13.2	392	39.7	222	28.8	191	27.7	216	32.7	233	33.9	235	34.6	240	35.8	238	37.4	204	33.7	163	32.1	135	29.1	117	27.8
	第3次産業	120	12.0	121	12.2	175	22.7	258	37.4	258	39.1	312	45.4	335	49.3	321	47.8	290	45.5	296	48.8	289	56.9	270	58.2	261	62.0
	計※	997	100.0	988	100.0	771	100.0	689	100.0	660	100.0	687	100.0	680	100.0	671	100.0	637	100.0	606	100.0	508	100.0	464	100.0	421	100.0
越後地域計	第1次産業	20,970	52.0	16,415	44.0	12,907	33.8	8,147	23.1	5,889	16.7	4,838	13.5	3,359	9.4	2,866	7.9	2,253	6.6	2,102	6.5	1,479	5.1	1,337	4.9	1,193	4.9
	第2次産業	10,989	27.2	11,386	30.6	14,520	38.1	14,887	42.2	15,842	44.9	16,783	46.8	16,986	47.4	16,438	45.5	14,548	42.8	12,339	38.2	10					

図－1 産業（3区分）別15歳以上就業者比率の推移



(注) 国勢調査による。

ウ 過疎現象の原因及び過程

本県の過疎地域は、都市部への交通手段が依然として乏しい状況にある。隣接都県や市町村に通じる道路については、平成10年に国道140号の雁坂トンネルが開通、平成17年に皆野寄居バイパスが全面開通したが、未整備の道路も多く、過疎地域内及び過疎地域近辺における移動には依然

として支障をきたしている状況である。

また、鉄道やバスなどの交通機関についても1日当たりの運行本数が少ないため、都心部や近隣の都市までの通勤・通学での利用が不便な状況となっている。そのため、首都圏60km～100km圏という比較的優位な立地条件が生かされておらず、商工業の集積と雇用機会の確保が依然として進んでいない状況にある。(図－2参照)

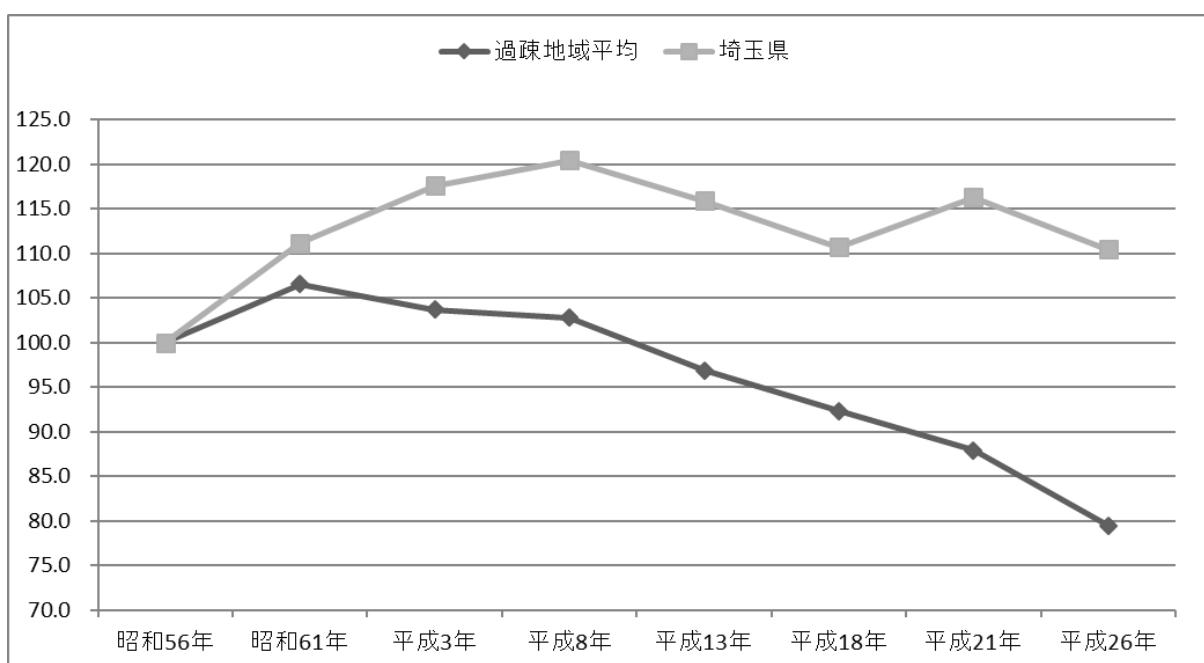
一方、本県過疎地域の主要産業である林業は、木材価格の低迷及び伐採、造林等の経費の増大による経営環境の悪化や、林道(森林管理道)等の基盤整備の遅れ、林業従事者の減少等によって低迷を続けている。なお、林業従事者は平成22年に増加に転じたが、平成27年には再び減少に転じている。(図－3参照)

低迷する林業に代わる新たな雇用確保と経済活性化の活路として観光開発に力が注がれているが、日帰り観光が主体となっている。これは、首都圏に近接しているということ、核となる観光・宿泊施設が乏しいことなどに起因すると考えられる。

これらの要因により、合併前のデータが存在する平成15年度の過疎地域の一人当たり市町村民所得は、一番低い旧神泉村で47%、高い旧玉川村で73.6%にとどまっている。(表－6－1参照)

就業・就学機会の不足や生活基盤のせい弱さなどが生じているため、より高い所得機会と社会的サービスを求め、人口が都市部に流出している状況にある。

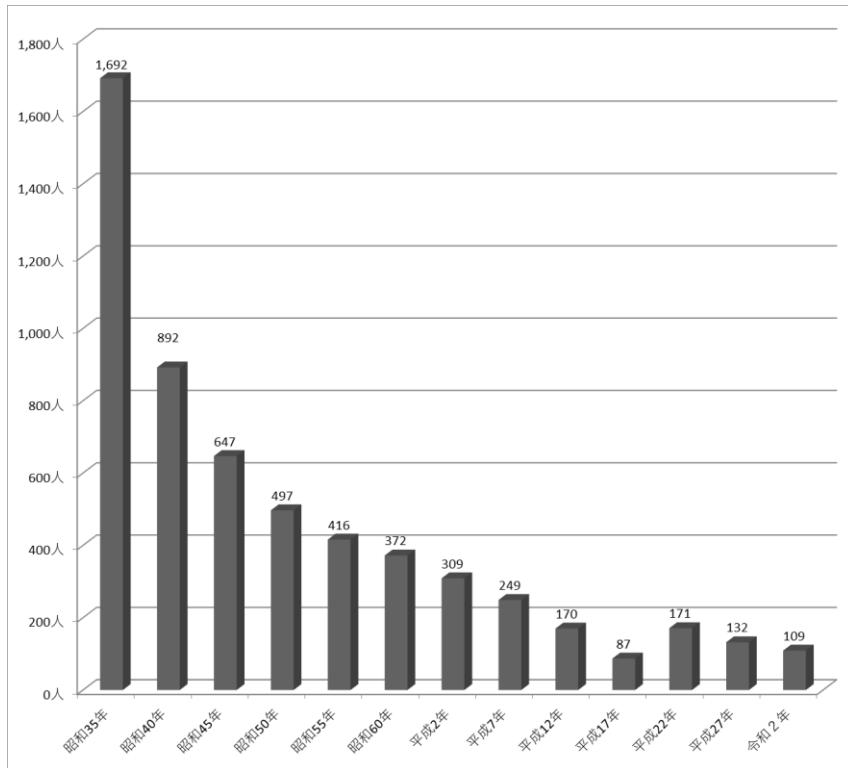
図－2 過疎地域における事業所数(全産業)の推移



(注) 1 平成18年度までは事業所・企業統計調査、平成21年度以降は経済センサス基礎調査による。

2 各年の数値は昭和56年を100とした場合の指標である。

図－3 過疎地域における林業従事者数の推移



(注) 国勢調査による。

表－6－1 一人当たり市町村民所得（昭和55年度～平成15年度）【参考】

(単位：千円)	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成15年度
旧吉田町	1,053	1,404	1,876	1,898	1,814	1,798
旧大滝村	1,213	1,356	1,735	1,956	1,838	1,596
旧荒川村	1,326	1,600	2,118	2,259	2,054	1,995
旧都幾川村	1,363	1,826	2,368	2,425	2,353	2,173
旧玉川村	1,647	1,938	2,923	2,639	2,812	2,409
皆野町	1,400	1,717	2,372	2,419	2,310	2,146
長瀬町	1,272	1,626	2,285	2,372	2,306	2,237
旧小鹿野町	1,205	1,498	2,187	2,193	2,079	1,953
旧両神村	1,114	1,324	1,843	1,854	1,767	1,716
東秩父村	1,271	1,593	2,145	2,208	2,058	2,019
旧神泉村	946	1,329	1,585	1,922	1,644	1,538
過疎地域平均	1,255	1,565	2,131	2,195	2,094	1,962
埼玉県平均	1,755	2,326	3,391	3,449	3,412	3,275

(注) 1 埼玉の市町村民経済計算による（参考値含む）。

2 旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村、旧都幾川村、旧玉川村、旧小鹿野町、旧両神村及び旧神泉村については、市町村合併により平成17年度以降のデータがないため、平成15年度までのデータを使用。

3 平成15年度当時の数値であるため、参考とする。

表－6－2 一人当たり市町村民所得（平成17年度～令和4年度）【参考】

(単位：千円)	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和4年度
秩父市	2,188	1,999	2,333	2,264	2,524
ときがわ町	2,265	2,092	2,337	2,244	2,539
皆野町	1,968	1,883	2,114	2,083	2,323
長瀬町	2,126	2,016	2,317	2,277	2,342
小鹿野町	1,713	1,717	2,016	1,979	2,359
東秩父村	1,665	1,490	1,789	1,704	1,918
神川町	2,780	1,927	2,482	2,157	2,447
過疎地域平均	2,173	1,949	2,286	2,195	2,459
埼玉県平均	2,955	2,715	2,953	2,876	3,138

(注) 1 埼玉の市町村民経済計算による。

2 合併後（現在）の市町村単位でのデータを使用。

工 過疎対策の成果

昭和45年に施行された「過疎地域対策緊急措置法」及びその後の「過疎地域振興特別措置法」や「過疎地域活性化特別措置法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく数次にわたる計画の実施により、各種の基礎的な公共施設の整備が進み、生活環境の整備は着実に改善されてきた。中でも、上水道については、合併前のデータが存在する平成16年度において、県平均と同程度にまで普及している。（表－7－1及び2参照）

このほか、産業の振興を図るため、観光施設の整備が進められた。

「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき策定された計画期間（平成12年度～）においては、定住促進団地や宿泊研修施設、高齢者生活福祉センターなどの施設整備が進められた。観光振興についても、城峯公園の整備や花桃の郷の拠点整備、地域資源活用センターの建設、地域間交流を通じたグリーン・ツーリズム事業の実施等、地域の実情に応じた受入体制や交流施設の整備に努めてきた。

また、雁坂トンネルと皆野寄居バイパス、皆野秩父バイパスが開通したことにより、秩父地域への交通アクセスが高まり、観光施設への移動の利便性が向上した。

素晴らしい自然景観は過疎地域における一つの資源であるが、高齢化により農林業就業者が著しく減少する中、傾斜が厳しい農地を管理することに対して平地との生産コスト差の範囲内における一定額を農業者等に補助する「中山間地域等直接支払制度」が国、県及び市町村の連携の下に平成12年から実施され、農業生産活動への支援に貢献している。

その他、地域の課題の解決に資するソフト事業等を支援する埼玉県の「ふるさと創造資金」により、過疎地域独自のソフト事業が実施されている。

表－7－1 上水道の普及率（昭和60年度～平成16年度）【参考】

(単位：%)	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成16年度
旧吉田町	90.8	96.1	98.5	99.4	98.4
旧大滝村	28.2	63.0	90.7	90.9	90.9
旧荒川村	92.7	97.5	91.9	95.3	98.0
旧都幾川村	98.7	95.0	98.9	100.0	100.0
旧玉川村	99.0	98.6	98.2	100.0	98.7
皆野町	81.8	82.9	84.6	87.9	90.6
長瀬町	98.5	97.5	96.6	99.4	100.0
旧小鹿野町	86.6	98.3	98.8	98.3	99.0
旧両神村	86.3	90.0	91.6	92.7	94.6
東秩父村	81.3	83.9	85.4	85.5	99.6
旧神泉村	98.2	95.7	96.1	99.5	99.5
過疎地域平均	85.6	90.8	93.8	95.4	97.2
埼玉県平均	97.5	98.8	99.3	99.6	99.7

(注) 1 埼玉県の水道による。

2 旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村、旧都幾川村、旧玉川村、旧小鹿野町、旧両神村及び旧神泉村については、市町村合併により平成17年度以降のデータがないため、平成16年度までのデータを使用。

表－7－2 上水道の普及率（平成30年度～令和5年度）【参考】

(単位：%)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
秩父市	99.8	99.8	99.7	99.8	99.8	99.7
ときがわ町	99.4	99.6	99.6	99.8	99.8	99.9
皆野町	90.0	93.2	93.4	89.9	90.2	90.3
長瀬町	94.0	93.1	93.3	98.8	87.8	94.4
小鹿野町	98.1	98.7	98.8	98.8	98.8	98.8
東秩父村	99.6	99.6	98.6	99.1	98.6	98.5
神川町	99.6	99.6	99.2	99.4	99.3	99.3
過疎地域平均	98.4	98.7	98.6	98.7	98.7	98.5
埼玉県平均	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8

(注) 1 埼玉県の水道による。

2 合併後（現在）の市町村単位でのデータを使用。

オ 今後の課題等

経済成長の基調の変化や自由時間の増大などにより、県民の意識、価値観も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと大きく変化してきており、過疎地域には人々の求める豊かな自然、新鮮な農林産物、伝統ある文化、風俗習慣といった大都市にはない資源や魅力がある。

総合的な生活環境の整備をすることはもちろんのこと、「定住自立圏」等の取組を積極的に取り入れ、過疎地域における特色ある資源や文化を十分に活用しながら、行政のみならずNPOや大学等との連携・協働を図り、過疎地域の課題解決に取り組んでいくことが必要である。

産業の振興については、雇用機会の増大を図るため、東京都心部から60～100km圏という立地条件と地域の特性や資源を活かして山村と都市の交流を促進するとともに、近隣の都市との連携を強め、各地域の特性を活かした多面的な産業の育成・強化を促進する必要がある。

そのため、山岳等により袋小路になっている道路網の整備や過疎地域と近隣都市を結ぶ交通手段の整備を図るとともに、自然や文化など多彩な魅力を持つ観光資源を掘り起こし、これを結びつけ、リピート客や滞在型・回遊型観光客の拡大、定着化を図ることが課題となっている。

これらの観光振興と併せて、農産物の収穫体験や直売等を行う観光農林業の分野を強化するとともに、特産物の加工を行い、商品の付加価値を高めた販売対策を促進することも必要である。

現在、高齢化により農林業の担い手が減少しているため、農地や森林を適正に管理することによって発揮されてきた洪水防止や土砂流出防止などの多様な公益的機能と美しい自然景観の維持が危惧されている。平成20年度に創設された自動車税の一部や県民等からの寄付金を財源とする「彩の国みどりの基金」や森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税を積極的に活用し、森林の保全整備や豊かな自然環境の維持を図っていくことが今後ますます重要となっていく。

過疎地域が持続的に発展していくためには、道路等の生活基盤のなお一層の整備とともに、ワーケーションなど新たな働き方の広がりを活用した関係人口の創出や都市からの移住の促進、医療・保健サービスの充実、地域文化の継承等、ソフト面の対策を充実させることにより、魅力ある地域づくりによる定住人口増加を目指していくことが重要である。自らの創意と工夫によるそれぞれの地域の努力によって、豊かな自然環境、文化資産といった地域資源を活かした地域づくりに取り組むことが重要である。

(2) 過疎地域持続的発展の基本的方向

本県における過疎地域持続的発展の基本的方向は以下のとおりである。

- ・これまでの過疎対策に引き続いて、道路、情報通信基盤、水道施設、生活排水処理施設及び医療等、生活の基礎的条件整備を進めることにより、地域格差の是正を図る。
- ・農林業経営の多角化、地域資源を活用した地場産業の振興、企業の誘致及び起業の促進、体験・交流型観光の促進等を進めることにより、地域の活性化を図り、移住・定住を促進する。
- ・高齢者等の保健及び福祉の向上や医療の確保を通じて、安全・安心な住民生活の充実を図る。
- ・人口減少・超少子高齢社会を見据え、市町村の「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを県が支援するスーパー・シティプロジェクトを推進する。
- ・豊かな自然と長年受け継がれてきた歴史・文化を活かした地域づくりを推進することにより、個性豊かな地域社会を実現する。
- ・こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会を推進する。

地域別の基本的方向は以下のとおりである。

旧吉田町では、市道、農道及び森林管理道などの生活基盤整備をはじめ、地場産業の振興、消防防災施設等の整備を推進するとともに、住民生活に必要な社会基盤の整備に取り組んできた。

また、観光分野においても、龍勢祭、吉田よいとこ祭などを開催し、地域間交流に取り組んできたことにより、都市住民との交流の拡大が図れるなど一定の成果を上げてきた。

一方、市の中心地からは20km程度離れており、山間部に入ると急峻な谷あいの集落が多い。生活道である森林管理道、市道及び県道は幅員が狭く、土砂崩落が起こると、集落内外の交通が寸断されてしまう危険性がある。また、山林近くまで車が入れない場所が多く、消防水利も不足しているため、一度火災が発生すると、初期消火の遅れにより大規模な火災に発展する可能性がある。さらに、この地域は、交通の条件も悪く、鉄道がない地域であることから民営バス、デマンド型乗合タクシーで公共交通を担っている。また、人口の減少・高齢化が進み地域活力の低下により、買い物支援や通院支援など、公共交通のあり方が懸念されている。

今後は、林業基盤の強化と良質な森林の育成、管理、保全を図るため森林管理道の整備、域内のアクセス向上のため市道整備を推進する。地域によっては、農業集落排水施設整備事業などを積極的に推進し、水源地として水質の浄化を図る。また、農林産物の高付加価値化を推進するための施設整備、高速通信網の整備、消防施設及び観光に関する施設の整備と地域の活性化を図る必要がある。

旧大滝村では、これまで生活環境の整備等について諸施策が講じられたが、国道140号雁坂ト

ンネル開通や、滝沢ダム建設に伴う周辺整備による道路の改良など、道路整備が進んだ。道の駅「大滝温泉」や彩の国ふれあいの森、滝沢サイクルパーク BMX コースなど、観光・交流拠点施設の整備も行われてきた。

今後は、地域住民のネットワーク形成を重点に、高速通信網の整備や災害緊急時に備えた、携帯電話の不感地域解消に向けた対応など、情報格差の是正に努めていく。

また、寺社などの歴史的資源や「三十槌の氷柱」のような自然環境資源、さらには、紅葉まつり等地域イベントを活用することにより、観光交流を進めながら移住・定住に向けた事業を進めていくとともに、必要に応じて、観光拠点施設や、自然に親しむための遊歩道、定住対応施設を整備していく。

さらに、少子・高齢化社会の多様なニーズに対応するため、地域医療を支えている大滝国民健康保険診療所を中心として、秩父郡市医師会や秩父市立病院と連携を図りながら、医療体制を充実させていく。

加えて、山間過疎地域での先駆的な物流モデルの社会実装を目指し、地域住民の生活インフラの維持と観光地という特性も生かした交流人口の利便性の向上に資する物流・公共交通ネットワークを構築する。

美しく風格ある国土の形成に寄与するため、森林管理道や農道を整備し、農林業の振興を図ることはもとより、風土・歴史及び文化・芸術等について次の世代に引き継いでいくため、伝統文化を担う後継者を育成することで地域文化の活性化を図っていく。

旧荒川村では、秩父鉄道の駅が 5 か所あることから、交通の利便性を活かした施策を行ってきた。また、地域内北部を流れる荒川と並行している国道 140 号線沿いに住宅が集中しており、主要国・県道から枝分かれする市道、農道、森林管理道など、道路網の整備を積極的に行ってきました。

傾斜のある農地が多く、大規模農業の展開が難しい地形であるため、昭和中期まで盛んであった養蚕業の衰退による未利用桑園を抜根改修し、「そば」の生産に力を入れた。また、清雲寺のしだれ桜や秩父札所の寺院など、歴史文化財等を地域振興の資源に活かし、「しだれ桜とそばの里」のキャッチコピーで産業観光の振興に取り組んだ。

また、福祉関係施設の整備、健康保持のためのスポーツ振興及び保健事業等の推進に努めた。

当地域においても、高齢化と少子化が徐々に進んできており、市内中心部から距離の離れた地域から、人口減少が顕著になってきている。高齢者の生活の利便性を確保できるような対策を行うことが課題となっている。

今後は、引き続き豊富な自然環境を活用した観光産業及び農林業の基盤整備を進めるとともに、地域の祭事などの歴史文化を活かした、地域の活性化を図っていく。また、空き家バンクなどの各種事業を有効活用し、移住者が長く定住できるようなバックアップに力を入れるとともに、市道・水道などの各種生活インフラの整備や防災設備の充実を図り、地域住民が快適に安心して生活できるよう努めていく。

ときがわ町は、西部の山間地域から東に向かって丘陵地、台地に至る里山地域から構成され、町内に水源を持つ都幾川、雀川が流れる変化に富んだ町である。町の主要な産業は農林業であるが、中小規模の事業所も町の東部で多くみられる。また1,300年の歴史を持つ慈光寺や小倉城跡など多くの文化財を有している。

しかし、山間地域の生活道路などでは自動車がすれ違えない区間や、歩道が整備されていない区間もみられるため、町民のライフラインの維持や安全性の確保の観点から生活道路の拡幅や道路施設の整備をする必要がある。併せて、町民の生活基盤を支える移動手段として、また、観光客も利用しやすい公共交通網を構築するため、駅などへのアクセスを担う路線バスの利便性を高めるとともに、乗合タクシーを組み合わせた効率的・効果的な公共交通網の充実を図る。

また、農林業従事者の高齢化による人手不足や、それに伴う耕作放棄地の増加が問題となっていることから、農林業の活性化に向け、町の特産品や新たな産業の掘り起しなど、町の特徴を生かした6次産業化の推進を図る。

さらに、少子化においても例外ではなく、合計特殊出生率は県や全国平均に比べ低くなっている。子育てや教育の環境を充実させ、こどもを産みたい・育てたいという希望が叶えられるまちづくりが重要と考え、保育所や学校の給食にときがわ産材を使った食育を推進するとともに、全児童・生徒へのタブレット配備や学習支援員を配置するなど教育環境の向上を目指し「食と教育で選ばれるまちづくり」を推進することで人口増加を図る。

一方で、高齢化率は約4割に達し、今後も上昇することが見込まれている。関係機関と連携し、高齢者世帯等の見守り活動や介護予防、生きがいづくりのための取組を推進することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる環境整備を図る。

皆野町では、少子高齢化の進行、雇用の縮小に伴う若年層の流出等により人口減少が続いている、地域コミュニティの衰退、後継者・担い手不足による地域活力の低下が大きな課題となっている。

今後は、結婚、出産、子育て支援や保育・教育施策の更なる充実が求められていることから、結婚を望む人への支援、妊娠・出産・子育てにおける経済的負担の軽減、特色ある保育やグローバル教育・キャリア教育の推進等に取り組んでいく。

また、移住・定住対策として、住まいの支援、暮らしやすさの向上、就労の場の確保、愛着意識の醸成が求められていることから、お試し居住用住宅による移住体験の促進、子育て世帯等を対象とした住宅取得・整備支援、交通の利便性の向上、学習資源としての郷土の活用や地域の支え合い活動の促進等に取り組んでいく。

さらに、これら取組を下支えするものとして関係人口の創出・情報発信の強化が重要であり、移住・定住のきっかけとして、町に興味・関心を持つ方を増やすため、シティセールスや観光・イベントメニューの開発・拡充を行うほか、積極的な情報発信に取り組んでいく。

また、高齢者の活躍の場づくり、健康寿命の延伸等にも取り組み、こどもから高齢者まで、みん

な笑顔のまちづくりを進めていく。

長瀬町では、住宅取得や子育てへの支援、空き家等の活用など定住人口の増加対策、はつらつパーク等の公園や多世代交流施設の整備、新規就農者の支援等を強化してきた。

今後も、妊娠期から切れ目ない支援をするため、母子保健事業、教育・保育事業、地域子育て支援事業等を進めるとともに、経済的な支援の充実、支援拠点施設の機能強化を図るとともに、結婚を望む人への支援や学校の適正配置について検討を進める必要がある。

また、住宅取得や空き家等の活用など定住人口の増加対策を強化するとともに、民間活力を活用したブランディングや農林業、観光業と連携した関係人口の増加対策を行っていく。

さらに、地域の活力が高められるよう商工業事業者への支援を進めるとともに、若者が定住できるよう創業支援・雇用創出に取り組んでいく。

小鹿野町では、日本百名山である両神山、ロッククライミングの名所となった二子山をはじめとする豊かな自然や、ジオパーク秩父を構成する貴重な地質遺産、ダリア等花の園地、歌舞伎などの伝統芸能を観光資源とし、道の駅「両神温泉薬師の湯」、尾ノ内渓谷「氷柱」など観光施設の整備を行い誘客や交流人口の増加を図ってきた。

一方、地域においては高齢化の急激な進展、少子化や若年層の町外流出による過疎化が進行し、地域活力の減退や地域コミュニティの衰退などにより共助力が低下している。

今後は、若年層の流出など人口減少を防ぐため、就業環境の整備促進に重点を置く必要がある。

また、鉄道のない小鹿野町の公共交通は、町営バス、民営バス、デマンド型乗合タクシーで構成されている。新たな交通施策として、高齢者の買い物支援策である移動販売事業を継続させるとともに、地域運営組織による買い物支援や通院支援など共助による地域の主体性に合わせた新しい公共交通のあり方を検討する。

さらに、町内には道路改良が必要となる箇所が多く、整備が追いついていない状況があり、今後も幹線道路や生活道路を誰もが安全、快適に利用できるよう新設や改良等、整備を計画的に推進していく必要がある。

東秩父村では、高齢化が進行し、元気な高齢者が生きがいを感じ、地域を支える一員として活躍できる環境づくりが求められている。こどもから高齢者まで、誰もが元気に生涯現役で暮らせるように、健診・相談指導体制のより一層の充実と、医療機関等との連携による早期発見、早期治療を推進する必要がある。今後は、近隣の医療機関との連携により地域医療体制を確立し、医療サービスの強化や救急体制の充実を図る。

また、子育て支援に関しては、保育時間の延長などを進めており、村内でこどもを産み、育てたいと思える環境づくりに取り組んでいく。

さらに、人口の流出に歯止めをかけるために、地域資源を活用した新たな産業の創出による若者

の就労の場の確保、近隣自治体への通勤手段の確保などを進める。

これまで村の基幹産業であった農林業は、担い手・後継者不足などの影響で推進していくのが厳しい状況である。このような中で産業を活性化するためには、村の特産物や観光資源、歴史文化といった特色を活かした、独自の産業振興策が必要である。今後は、手漉き和紙の技術を守り伝える「和紙の里」などの観光資源を活かし、観光農園、直売所などをネットワーク化することで、交流型産業へと転換する必要がある。

また、地域を結ぶ道路網整備に力を入れ、村内外へのアクセスを改善し、住民の利便性と交流人口の増加を図る。

旧神泉村では、冬桜で知られる「城峯公園」、「矢納フィッシングパーク」、交流体験宿泊施設「冬桜の宿神泉」などの交流拠点施設が整備されている。農業については、地域の気候等に合った新規作物が導入され、生産が活発化するとともに、これらの農産物を販売する「集出荷場」が整備されていた。農村工業等導入地区には民間の醸造会社が進出し、豊かな自然の中に湧出する水を利用した豆腐などの自然志向食品が生産され、消費者から高い評価を受けている。このほか、住宅地を開発し永住希望者に分譲するなどの定住対策が実施されているほか、県営中山間地域総合整備事業により畠地のかんがい施設・農道等の整備が進められた。

今後は、これまで自然食品や恵まれた自然環境によって築いてきた地域イメージをさらに浸透させ、観光資源の有効活用を図るとともに、群馬県側とのつながりも強い地域特性に配慮しながら、生活環境整備や企業誘致、人材活用と既存施設の機能強化を図る必要がある。

また、世代間交流や健康づくりなどを複合的に行える多目的交流施設を整備し、健康増進業務と介護予防事業を集約し、成人期から高齢期までの健康増進・介護予防を一体的に行っている。少子・高齢化社会の多様なニーズに対応するとともに、情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の是正に努める必要がある。

（3）広域的な経済社会生活圏との関連

本県の過疎地域は、旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村、皆野町、長瀬町及び小鹿野町が「ちちぶ定住自立圏」の、旧神泉村が「本庄地域定住自立圏」の一部を形成している。

両定住自立圏では、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市（本県では秩父市と本庄市）においては、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備することとしている。一方、過疎地域などの周辺町においては、必要な生活機能を確保するとともに、農林業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、過疎地域の特色を活かした役割を中心市と分担することで、圏域全体の活性化を図り、圏域への人の流れを創出することとしている。

東秩父村については、秩父郡に属しているものの秩父盆地から山を隔てた東側にあることから、

秩父地方ではなく隣接する比企郡と広域的な経済社会生活圏を形成しており、比企郡の自治体とともに、比企広域市町村圏組合を構成して広域行政を推進するなど、連携を強化している。

2 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進・人材育成の方針

過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展により、他の都市部地域と比較して厳しい社会経済情勢が継続していることから、移住や定住、地域間交流の促進及び人材の育成が重要である。

新型コロナウイルス感染症を契機としたテレワークの普及により、都心に近く、自然豊かな本県は、テレワークを行ながら必要に応じて出勤するライフスタイルに最適の地となっている。また、若年層を中心に地方移住への関心が高まっている状況にあることから民間企業・団体・市町村と連携し、過疎地域をはじめとする本県の魅力の発信を継続し、移住・定住を促進する。

二地域居住の促進については、過疎地域をはじめとする本県の関係人口の増加を図るため、市町村が主体的に進める二地域居住の取組を支援していく。

地域間交流については、過疎地域間の交流や都市部との地域間交流を促進し、広域的な取組を支援していくとともに、地域課題の解決に地域外の企業等の協力が得られるよう支援する。

人材育成については、地域社会の持続的発展の担い手となる多様な人材の確保のため、地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度などの活用を積極的に支援していく。

(2) 移住・定住の促進

本県の移住・定住施策を一体的に進めるため、民間企業・団体・市町村と連携し、「住むなら埼玉」官民連携協議会を運営する。

若者や子育て世代などに本県の良さを知ってもらうため、「住むなら埼玉」移住・定住ポータルサイトにおいて、住まいや仕事、子育て環境など「住む場所」としての埼玉県の魅力やイベント・支援情報を発信するなど、過疎地域をはじめとする本県への移住・定住につなげるための情報発信を積極的に行い、移住・定住の促進を図る。

また、過疎地域を含む一部の人口減少が進む地域への移住に関して、市町村が支給する移住支援金の一部を補助するなどし、移住の促進を図る。

加えて、市町村が運営する「空き家バンク」の情報発信などを行い、空き家の有効活用による移住・定住を促進する。

(3) 二地域居住の促進

テレワークの普及や地方における豊かな生活への関心が高まったこともあり、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活を設ける暮らし方である二地域居住に対するニーズが高まっている。

令和6年5月に、二地域居住の促進を目的として「広域的地域活性化のための基盤整備に関する

法律の一部を改正する法律」が公布され、市町村が主体となって二地域居住を促進するための法整備が行われた。

本県では、過疎地域をはじめとする移住者及び関係人口の増加を図るための施策の一つとして二地域居住を捉え、市町村に対し、国の支援制度や特別交付税措置等に係る情報提供及びふるさと創造資金による財政支援などを行っていく。

他方、二地域居住を進めるには、ごみ収集等の行政サービスに対する税負担や地域コミュニティとの関わりなどの課題が生じるため、市町村の意向も踏まえながら連携して取り組んでいく。

(4) 地域間交流の促進

将来的な地域活動の担い手となる関係人口の創出・増加につなげるため、県内の市町村間の交流又は県内市町村と県外の都市部との交流の契機となる事業に対して補助を行うことにより、地域間交流の促進を図っている。

水の恩恵を受けている都市部の住民がダムやその周辺を訪れ、水源地域の住民と交流することにより、水源地域の現状や問題点、水の大切さを理解し、水源地域保全の機運を高める。併せて水源地域の振興を目的とした、上下流交流を促進する。

また、これまでにも増して過疎地域の応援団的意識をもった都市住民を確保するための交流活動が重要であり、観光と連携した自然や農業、地域文化の体験などを通じた「こころの交流」を進める。特に、地域の自然、歴史、伝統文化等の多様な資源を活用したグリーン・ツーリズムの促進や都市と農村の相互交流を進め、人材育成や次世代を担う青少年に対する農業理解を図る。

県民の森林に対する期待が多様化する中で、県民が様々な形で森林に親しむことができる施設の整備を図ることが必要である。「彩の国ふれあいの森」や「みどりの村」、「100年の森」の利用を促進し、人と森林とのかかわり、森林生態系の仕組み、森林の機能についての学習や体験を進めるとともに、森林ボランティア、下流地域の住民や企業など、県民自らが森づくり活動に参加し、社会全体で森林を守り育てる方策を講ずる。

東秩父村の坂本地内、旧大滝村については「彩の国ふれあいの森」やダム湖周辺、旧吉田町については「みどりの村」や合角ダム周辺、小鹿野町では国民休養地内にある「両神荘」周辺や「みどりの村」、旧神泉村については「城峯公園」周辺や「100年の森」において、森林整備活動や都市住民との交流を図る。

(5) 人材育成の促進

過疎地域において地域社会の担い手となる多様な人材の確保・育成を行うことは、今後の地域社会を持続的に発展させていくうえで重要である。そのため、地域おこし協力隊や地域活性化起業人など地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ること

で、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくなど、人材育成の促進を図る。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

本県の過疎地域はいずれも急峻な山間地にある。農用地は急峻な傾斜地や谷あいの狭い地域に散在し、道路等の整備が十分でなく、農林業の生産性も低いことから、特産物を活かした6次産業化や農商工連携を支援するなど農林産物の高付加価値化を促進するとともに、農林業と観光・レクリエーションとを連携させた経営手法の導入を図る。

工業については、地域の優位性を積極的に情報発信し、地域の立地条件に適合した企業の誘致を図る。

観光については、歴史・文化・自然・食など、本県の強みである地域の観光コンテンツを活用したプロモーションを展開することで、認知向上と県内周遊を促進し、観光誘客と消費額の増加につなげる。

今後はさらに、既に実施している地域経営を担うリーダーの育成や地域の生産物の流通体制の整備を進め、地域の人々の創意と工夫による観光関連の農林業や加工業を育成するなど地域産業おこしを促進して、地域住民の所得の増加を図る。

一方、新たな事業に挑戦する起業家やベンチャー企業は、地域経済の自立と雇用の場の創出に大きく貢献するものと期待されている。そこで、観光・レクリエーションの需要に対する分野や医療、福祉分野など、幅広い分野で起業活動を促進していくことが重要である。

また、テレワークの普及に伴う新たな働き方の広がりを活用することで、地域住民との多様な関わりを持つ関係人口の創出や移住・定住を推進していくことも必要である。

なお、各種産業や農林業の振興に当たっては、過疎地域における産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、自然環境の保全と、地域住民の生活環境との調和に十分留意するものとする。

(2) 農林業の振興

過疎地域における農業は、そのほとんどが傾斜地で行われていることから平坦地に比べて生産性が低く、規模拡大も進みにくい。また、近年では野生動物による被害が多く発生しており、農作物の被害はもとより、営農意欲の衰退による離農が懸念されている。これらのことから、過疎地域は安定的な農業所得の確保が困難な状況にあり、慢性的な農業後継者不足が生じている。

しかし他方では、豊かな自然や気象条件など地域の特性を活かした特産物の生産や加工、観光農業など、特色ある産地づくりが進められている。また、近年は農林業の有する多面的機能が都市住民や企業にも認知され始めており、過疎地域等に対する支援の気運が高まりつつある。

今後は、地域の特性を活かした特色ある農業を育成しつつ、都市住民等と連携し、農業、農村の維持発展に向けた取組を行う。また、鳥獣害対策については、農業者に対する防除技術の普及啓発

を行うとともに、近隣の自治体等と緊密に連携するなど広域的な防除体制を構築する。

過疎地域における林業の経営規模は5ha未満が圧倒的であり、また林道（森林管理道）や作業道の整備・拡充の遅れ、木材市況の低迷などにより、林業経営は困難な状態にある。また、近年はシカによる食害だけでなく、秩父地域においてはクマによる剥皮被害も発生しており、森林所有者の経営意欲は一層低下している。

このため、森林組合を地域における森林管理の重要な担い手として位置付け、林業従事者の確保と林業後継者の育成を図るとともに、施業の集約化・団地化や高性能林業機械の導入、林道（森林管理道）や作業道の整備による効率的な木材生産等を行い、山間地域における雇用の創出と林業採算性の向上を図る。

また、森林のもつ水源かん養などの公益的機能もふまえ、獣害対策を積極的に実施しながら、農林公社が実施している分収林制度等を活用して、適切な森林管理を行う。

さらに、公共施設への木材利用などを積極的に進めるとともに、間伐などに伴い発生する林地残材や製材過程で発生する樹皮などの未利用木質資源について利用促進を図る。

（3）地場産業の振興

地域経済の活性化を図るため、自然環境等の観光資源、農林水産資源と結びついた地場産業を振興する。特に、地場產品を製造する産地組合等が実施する、販路拡大などの取組を埼玉県中小企業団体中央会と連携の下、後押しする。

（4）企業の誘致対策

雇用機会の増大と所得の増加を図るため、自然との調和を図りながら工場適地などに地域の立地条件に適合した企業の誘致を進める。

（5）起業の促進

新たな事業に挑戦する起業家は、地域経済の自立と雇用の場の創出に大きく貢献するものと期待されている。県内過疎地域においても、首都圏の観光活動の多様な需要に対応した分野や住民生活に密着した医療・福祉分野など、幅広い分野で起業活動を促進していくことが重要である。

そのため、創業・ベンチャー支援センター埼玉において、起業家に対する総合相談やセミナーなどを実施するとともに、地元の商工会議所・商工会では、地域の身近な支援機関として、窓口相談に応じるなど、起業家のための支援を実施していく。

その他、本庄早稲田国際リサーチパークにおける地元大学と企業との産学共同研究などを通じて、地域における研究開発活動の促進を図り、県内企業との新たな事業展開を支援していく。

(6) 商業の振興

日常生活用品を地域内で供給できるよう消費者ニーズに対応した小売業者を支援する。そのために、各種経営情報の提供、経営上の相談・助言、店舗の増改築に対する融資等を行う。

また、地域と一体となり地域資源や伝統文化を活用した商業活動を積極的に支援し、コミュニティの核となる地域商業の振興を促進する。

(7) 観光の振興

本県は豊かな自然環境に恵まれ、食、酒、伝統工芸、歴史、伝統文化、スポーツ、各種体験など、多彩な観光資源を有している。これらの魅力的な資源を生かした観光振興を推進し、本県観光の認知度と魅力を高めていく。

また、宿泊を含め、周遊観光を促進することで、県内の滞在時間を延長させ、観光消費の増加につなげる。

さらに、観光客だけでなく、将来的な住民にも来訪していただけるよう、地域活性化と埼玉県の魅力向上につながる観光づくりを推進する。

今後は入込観光客の増加に向けて、観光資源の魅力を高めるために、自然と調和しながら道路をはじめとした基盤整備を促進する。

また、個性的な観光地づくりや広域的な観光地域の形成を図るとともに、グリーン・ツーリズムに代表されるような農園、地場産業、湖・ダム等を都市住民との学習・交流の場として活用するなど都市と農村の交流を推進し、特色ある観光地域としての形成に努める。

なお、本県の過疎地域は、首都圏における貴重で優れた自然環境を保有しており、開発に当たっては、このような自然環境や景観の保全に十分配慮するものとする。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

IoT や AI、ロボティクスなどの革新的な情報通信技術（ICT）の活用は、過疎地域の条件不利性を改善し、担い手不足が深刻化する中、少ない人口で地域経済・社会を持続的に発展させていくための手法として有効である。ICT の活用については、情報通信基盤の整備が前提となることから、過疎地域以外の地域との格差を生じさせないことや、地域住民が活用できる環境を整えることが重要である。そのため、地域の特性や実情に応じて、電気通信施設の整備や地域の情報化を推進していく。

(2) 電気通信施設の整備

非常時及び災害発生時に情報を正確かつ速やかに伝達するため、広報体制を強化すべく、防災行政無線の整備を促進するとともに、携帯電話等の基地局施設、光ファイバー網等の情報通信基盤については、地域の実情に応じて、その整備を促進する。

(3) 情報化の推進

過疎地域における情報化を推進し、ICT の進展によってもたらされる利便を都市部の住民と同じようにすべての住民が享受できるよう、まず地域情報化の核となる市町村の情報化を多方面から支援して、スマート自治体の構築を促進する。

また、地域間の情報格差を解消し、住民が防災、医療、福祉、交通など様々な情報を十分に受発信することを通じて安心・安全な地域社会や活力ある地域社会を形成するため、携帯電話等の基地局施設や光ファイバー網などの情報通信基盤の利活用を促進する。また、テレビ難視聴地域において視聴環境を確保するため、共聴施設の維持管理に係る支援制度の創設を国に働きかけていく。

このほか、埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画（第2期 R6～R8）に基づき、行政のデジタル化を着実に推進するとともに、社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させることで「社会全体のデジタルトランスフォーメーション」を実現し、快適で豊かな暮らしやすい新しい社会への変革を目指す。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

交通体系の整備については、特に秩父地域において立ち遅れており、隣接都県や県南・県北地域に通じる交通網の整備を自然環境の保全に配慮しつつ促進する。

鉄道については、輸送力増強と利便性の向上を各事業者に要望するとともに、県内唯一の地域鉄道である秩父鉄道については、国や沿線市町と連携して信号保安設備更新等設備の整備を促進する。

道路については、秩父・児玉圏域を結ぶ道路網を整備することにより、各市町村の広域性を確保し、地域内中心都市や県内の各市町村、さらには隣接都県との連携の強化を図る。

また、市町村道は住民の日常生活に密着しており、産業振興に与える影響も大きいことから、基幹的な市町村道及び農林道については県も可能な範囲で整備推進に協力する。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

ア 国道

基幹道路である一般国道140号及び一般国道299号については、自然環境の保全に配慮しつつ整備を進め、近隣都県及び県内都市との時間距離を短縮する。

イ 県道

地域内の道路網の骨格を成す県道については、広域的な視点で利便性に配慮した安全な道路の整備を計画的に推進する。また、交通量が少なくても県民生活に密着している道路については、早期に安全で円滑な交通を確保するため、2車線整備にこだわらず、待避所設置や視距改良を組み合わせる1・5車線的道路整備を推進する。

具体的には、薄小森線、藤倉吉田線、長瀬児玉線、弁財深谷線などの各路線の整備を図る。

ウ 市町村道

市町村道は、日常生活に欠くことのできない生活基盤施設であり、また中心集落と周辺集落の均衡ある発展を図る上で極めて重要な施設であるため、その整備の推進に協力する。

(3) 農道及び林道（森林管理道）の整備

農道及び林道（森林管理道）については、農業振興・林業振興のために不可欠であり、農地及び森林の受益面積等を検討し計画的な整備をする必要がある。

農道については、地域の実情に即して整備を促進する。

林道（森林管理道）については、森林整備や木材生産の効率化をはじめ、山村地域の生活道や災害時の迂回路として必要な路網について、効率的・効果的に整備を促進する。

（4）交通確保対策

過疎地域におけるバス路線は、高齢者や子どもなど社会的交通弱者をはじめ、地域住民や観光客を含む来訪者にとって極めて重要な交通手段であるため、引き続き、バス路線の維持・確保のための支援を行う。

また、タクシー、乗合タクシー、公共ライドシェア、日本版ライドシェア等を地域住民が利用できない「交通空白」の解消に向けた支援を行う。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域においては、これまで、住民の日常生活の改善を図るという観点から生活環境等の整備が行われてきた。

一方、近年、国民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、都市的集積の魅力とは異なった豊かな自然環境を背景とした田園的魅力を兼ね備えた地域として過疎地域が見直されてきている。

今後は、地域住民の安全で快適な生活を確保するとともに、過疎地域における若年層の定住と都市住民の移住を促進するため、基礎的な生活基盤である水道施設、生活排水処理施設、消防救急施設等の整備・改修を促進する。

(2) 水道施設、生活排水処理施設等の整備

日常生活に欠くことのできない水を供給する水道施設については、維持管理を適切に実施するための経営基盤強化を目的とした広域連携を推進する。

さらに、生活環境の改善と河川等の公共用水域の水質保全を図るために、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」に基づき、地域の状況に応じた合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進する。

(3) 消防・救急医療体制の整備

交通、水利に恵まれない山間地域にあっては、火災等に対する初期消火体制の確立が重要であり、地域の地形や道路の状況に合わせて消防機器、消防水利施設の整備を促進し、併せて航空消防防災体制を整備するとともに、消防の相互応援体制の充実・強化や消防の広域化等に向けて支援を行うことにより、消防力の増強を図る。また、救急救命士の必要数の確保等により、救急業務の高度化を図る。

救急医療については、地域の特性を考慮し、ドクターへリやドクターカーの活用により、救急医療の充実を図るとともに、全県的な救急医療体制との連携を密にする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

安心して子どもを生むことや、育てることができる環境をつくるためには、結婚から妊娠・出産、そして子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが重要である。このことから、埼玉県こども・若者計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）に基づき、国、市町村、企業、地域社会などと連携し、子どもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会を推進する。

また、令和2年国勢調査における65歳以上の高齢者人口の構成比は、過疎地域の平均が39.7%となっており、県平均の26.3%を大幅に上回っている。

このため、高齢者がこれまで培ってきた知識や技術、経験を生かし、地域社会の担い手として活躍できる社会の実現と、介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指し、埼玉県高齢者支援計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）に基づき、各種の福祉・介護サービスを有機的に実施するための支援を行う。

（2）子育て環境の確保のための対策

女性の社会進出の増大や就労形態の多様化などによる様々な保育需要へ対応するため、保育所等の整備や運営について市町村の取組を支援する。また、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするなど児童の健全育成の増進を図るため、児童館の活用を促進する。

（3）高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域においては、県平均を大幅に上回る高齢化が進行していることから、介護が必要になった場合に安心して介護を受けられるよう、介護サービスの充実を図る必要がある。このため、広域的観点からの施設サービスの整備など必要な介護基盤の整備を促進するとともに、介護サービスを担う人材の養成などを図り、市町村における介護保険制度の円滑な運営を支援する。

また、高齢者がいきいきと元気で社会の担い手として活躍できるよう学習機会を充実させるとともに地域活動への参加支援や就業支援を行うほか、生涯にわたって健康を維持していくよう健康づくりや介護予防の取組を積極的に進める。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

無医（無歯科医）地区などの、交通機関も少なく医療に恵まれない地域については、住民が必要とする医療を受けられる体制の整備が必要である。

本県に無医地区はないが、これに近い状況にある地域もあるため、体制の充実に向けた支援が必要である。

のことから、ICT 技術も活用し、県内のどこに住んでいても、一定水準の医療の提供を受けられる体制の確保を、目指していく。

(2) 医師の確保が困難な地域に対する対策

医師の確保が困難な地域の医療機関に自治医科大学の卒業医師を派遣するとともに、医師が不足している地域等での勤務を条件とした奨学金を医学生に貸与することにより、過疎地域での医師の確保を図る。

(3) 特定の診療科に係る医療確保対策

小児科、産科、耳鼻咽喉科等の特定の診療科及び歯科に係る医療の確保を図るため、身近な医療機関と地域の中核的な医療機関との連携強化を図る。

(4) その他の医療の確保

その他の医療の確保対策として、地域の病院、診療所が相互に機能分担しながら患者のニーズに応えられるよう医療機関の連携強化を図る。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域の教育施設については、小中学校ともに統合が進み、体育館、プール等の整備もほぼ完了している。

今後は、多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など、各種施策の展開と施設整備を促進する。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備・有効活用

教育環境の改善を図り、多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境を提供するため、耐震化や老朽化対策及びバリアフリー化などの小中学校施設整備を促進する。

あわせて、統廃合により廃校となった小中学校の利活用に係る国庫補助の更なる充実を図るよう国に働きかけていく。

また、遠距離の児童生徒の通学を容易にするため、スクールバスの購入費、遠距離通学費等に係る財源が確保されるよう国に働きかけていく。

さらに、小学校の余裕教室等を活用して地域社会におけるこどもたちの安全・安心な活動場所を確保し、様々な体験、交流、学習活動を提供する取組の充実を図る。また、生涯学習社会の構築や少子高齢社会に対応する教育を進める観点から、学校教育以外の目的での余裕教室の有効活用を推進する。地域住民の学習活動を支援するため、各市町村との連携により生涯学習情報の収集に努め、生涯学習情報を提供するシステムの充実を図る。

(3) 社会教育施設の整備

学習活動支援のため、社会教育施設の整備・充実を国に働き掛けるとともに、市町村の協力・連携により、各施設の共同利用を支援する。

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

過疎地域における集落の多くは、若年層の地域外への流出に加え、高齢化の進展が著しく、地域共通の作業や祭り等の行事も失われつつあり、集落機能の低下がみられる。こうした中には、集落そのものの維持さえも危ぶまれているところも存在する。

一方、これまで市町村の広域的な合併と地方分権が進められ、集落を単位とし、集落と行政が協働して地域の問題解決に取り組む体制づくりがより一層重要となっている。このため、周辺集落との連絡体制を改善するとともに、住民の話し合いの機会を積極的に設け、集落リーダーの育成と将来の姿を見据えた集落の取組を促進する。また、集落における活動拠点となる施設などの整備を促進する。

(2) 集落整備の支援

集落支援員や地域おこし協力隊の活用など、集落を活性化するノウハウを持つ専門家や意欲のある若者の派遣体制の整備を進め、活力ある地域社会の構築を図る。

また、コミュニティの醸成を図り、地域文化の振興と創造に寄与するために、必要に応じて活動の拠点となる集会施設などの整備を促進する。

さらに、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」を形成し、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」の維持を進める市町村を支援していく。

1.1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

各地域に伝わる伝統芸能、まつりなどの伝統文化や偉大な功績を残した先人、また、豊かな自然や歴史に育まれた文化財、名産品などの特色ある文化資源を活かした地域文化の振興を図るため、地域に寄与する文化事業を支援し、文化活動を促進する。

また、地域に残された貴重な文化財を後世へ承継するため、その保存に努めるほか、伝統文化・民俗芸能の後継者の育成を図り、地域の連帯感を醸成するとともに、地域文化の振興と創造に寄与する。

(2) 地域文化の振興等の支援

地域の文化を振興し、文化財を後世へ承継するために、地域の文化財保護や後継者育成等の活動を支援していく。また、人口減少、少子高齢社会、コミュニティの衰退など様々な社会課題に対応した文化芸術の取組を支援していく。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

過疎地域では、災害発生時に道路環境に甚大な被害が生じた場合、都市部と比較してライフラインの復旧に長時間を要し、地域住民の生活に多大な影響を及ぼす恐れがある。そこで、災害時におけるエネルギー確保という観点から、地域の強靭性を高めるためにも太陽光発電や蓄電池等による分散型電源を確保するなど、再生可能エネルギーを最大限活用するよう推進していく。

(2) 再生可能エネルギーの利用の推進の支援

本県では、分散型エネルギー利活用設備の普及・拡大を図るため、再生可能エネルギー活用設備を導入する県民や企業等に対する支援を行う。また、災害時等に太陽光発電設備及び蓄電池を活用して地域への電力供給を行うなど災害時における地域のエネルギーを確保し、地域の強靭性を図る再生可能エネルギーの活用に対し支援を行う。

«参考資料 過疎地域関連の主な事業»

No.	事業名等	事業概要	
		事業主体	事業内容
1	中山間地域等直接支払事業	関係市町村	傾斜がきつく 条件の悪い農地等の管理行為に対して一定額を直接農業者に支払う。
2	林業・木材産業構造改革事業	県、関係市町村	地域林業の振興と多様な森林資源の有効活用を図るために、林業生産用機械等の整備を行う。
3	都市と山村交流の森管理事業	県	都市と山村の交流の場、森林レクリエーションや森林学習等の場を県民に提供するため「彩の国ふれあいの森」、「みどりの村」、「100年の森」を良好に維持管理する。
4	秩父市バイオマスワン構想	秩父市	木質・草木系バイオマスを中心に、家畜排せつ物、生ごみ、食品加工残渣、廃食用油等の活用を推進し、循環型社会の構築を図る。
5	森林管理道整備事業	県、関係市町村	適切な森林整備の推進、林業経営の効率化及び山村生活環境の改善を図るため、森林管理道を整備する。
6	ちちぶ定住自立圏共生ビジョン	県、関係市町村	ちちぶ定住自立圏を構成する1市4町が様々な分野で連携して政策を実施し、圏域全体の活性化を図る。
7	本庄地域定住自立圏共生ビジョン	県、関係市町村	本庄地域定住自立圏を構成する1市3町が様々な分野で連携して政策を実施し、圏域全体の活性化を図る。

別紙（過疎計画相当部分）

1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針に関する事項

本県における過疎対策は、昭和45年に施行された「過疎地域対策緊急措置法」、その後の「過疎地域振興特別措置法」及び「過疎地域活性化特別措置法」、さらには、平成12年に施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき策定した、県の「方針」及び県・市町村の「計画」により、関係機関が連携し、総合的かつ計画的に諸事業を実施してきた。

令和3年4月に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下、過疎法という）が施行され、同年9月に本県の過疎対策の指針となる「埼玉県過疎地域持続的発展方針」を策定した。さらに、令和2年国勢調査の結果を受けて、令和4年4月に本県の過疎地域が追加されたことに伴い、同年8月に方針を変更した。

(2) 目標

本計画における目標は、県内の過疎地域を有する各市町村が設定した過疎地域持続的発展計画の人口目標を達成することとする。

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

県内の過疎地域を有する市町村と適宜連絡・調整を行うとともに、府内関係課所と情報共有を行う。

(4) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

2 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成

事業名	事業内容
移住・定住の促進	「住むなら埼玉」移住サポートセンターを東京・有楽町に設置し、移住希望者への相談業務を行う。 移住プロモーションの実施、移住イベントへの出展、移住セミナーの開催により、埼玉移住のPRを行う。
移住支援金の補助	市町村が支給する移住支援金の一部の補助を行う。

3 産業の振興

事業名	事業内容
農林業の振興	農山漁村振興交付金を活用した農林業の生産基盤や地域間交流拠点施設の整備を支援する。 中山間地域等直接支払制度、中山間地域ふるさと基金等を活用して農用地の適正な管理や活用、集落活動の活性化及び都市と農村の交流促進を図る。
地場産業の振興	一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社や地域商工会等と連携しつつ、新商品の開発や販売促進を支援する。
企業の誘致対策	埼玉県産業立地促進補助金などの助成制度や産業立地貸付などの融資制度の活用を積極的にPRし、工場適地等に県と地元市町村等が連携を図りながら企業誘致活動を推進する。 本県の立地優位性を情報発信し、立地を希望する個々の企業のニーズに応じたきめ細かな誘致活動を展開し、迅速なサービスや各種相談、行政手続がワンストップで行えるよう、総合的な取組を展開する。

起業の促進	起業家育成資金（制度融資）の活用により起業を促進するとともに、創業・ベンチャー支援センター埼玉が地元市町村や地元商工会等と連携して起業家を支援する。本庄地方拠点都市地域において、産学官連携による研究開発活動の促進を図る。
観光の振興	県内各地域の多彩で個性豊かな観光資源をPRし、観光客の誘致を図る。外国人観光客の受入体制整備を進めるとともに、魅力あるコンテンツのプロモーションによる外国人観光客の誘客を図る。過疎地域の観光振興体制を充実させるため、地域振興センターなど、過疎地域の市町村及び各分野の観光関係者との密接な連携を図る。

4 地域における情報化

事業名	事業内容
DXの推進	市町村におけるDXを推進するため、「DXよろず相談窓口」を開設し、DXに係る相談を随時受け付けるとともに、市町村の業務やデジタルに精通した専門人材を市町村に派遣することで、各市町村の課題に応じた支援を行う。 システム導入に係る市町村の事務やコストの負担を低減し、デジタル技術の活用による行政運営の効率化・住民の利便性の向上を図るため、電子申請システムやビジネスチャット、AIツール等の共同調達・共同利用に取り組む。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

事 業 名	事 業 内 容		
国 道	新設 4路線 7,700m 一般国道140号大滝トンネル 一般国道140号長尾根バイパス 一般国道299号（三山工区） 一般国道140号（荒川白久）	幅員 10.0m 延長 2,400m 幅員 10.0m 延長 3,800m 幅員 10.0m 延長 600m 幅員 10.0m 延長 600m	
県 道	改良 7路線 14,940m 薄小森線 矢納浄法寺線 皆野荒川線 藤倉吉田線 下日野沢東門平吉田線 長瀬玉淀自然公園線 皆野両神荒川線	局所改良 幅員 7.0m 幅員 10.0m 局所改良 幅員 7.0m 幅員 10.25m 幅員 10.0m	延長 415m 延長 1,200m 延長 650m 延長 6,950m 延長 1,600m 延長 1,840m 延長 2,285m
林 道 (森林管理道)	(1) 新設 4路線 2,400m 御岳山2号線 八日見線 半納城峰線 秩父中央線 (2) 改良 16路線 3,130m 萩平笠山線 奈田良線 矢納檜尾線 上武秩父線 城峰2号線 御岳山2号線	幅員 3.5m 幅員 5.0m 幅員 3.5m 幅員 4.0m 幅員 4.0m 幅員 4.0m 幅員 4.0m 幅員 5.0m 幅員 4.0m 幅員 3.5m	延長 600m 延長 600m 延長 1,000m 延長 200m 延長 400m 延長 100m 延長 500m 延長 900m 延長 300m 延長 20m

	皆本沼里線	幅員 4.0m	延長 100m
	八日見線	幅員 5.0m	延長 150m
	二子山線	幅員 4.0m	延長 50m
	金山志賀坂線	幅員 4.0m	延長 300m
	茅ノ坂峠線	幅員 4.0m	延長 30m
	長久保線	幅員 4.0m	延長 50m
	西秩父線	幅員 5.0m	延長 70m
	大血川線	幅員 5.0m	延長 70m
	蓑山線	幅員 5.0m	延長 50m
	城峰奈良尾線	幅員 4.0m	延長 40m
	(3) 舗装 4路線	2,600m	
	萩平笠山線 幅員 3.5m	延長 500m	
	明ヶ平沢戸線	幅員 4.0m	延長 500m
	上野大滝線	幅員 5.0m	延長 600m
	御岳山線	幅員 4.0m	延長 1,000m

6 生活環境の整備

事業名	事業内容
合併処理浄化槽転換促進事業	県民すべてが衛生的な排水処理施設を利用できるように合併処理浄化槽への転換を促進するため、個人負担の軽減及び市町村支援のための補助を行い、公共用水域の水質改善を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

事業名	事業内容
介護基盤緊急整備等特別対策事業費	高齢化が進み、介護を必要とする高齢者の増加が予想される中、介護基盤の緊急整備が求められているため、地域密着型介護施設の整備費を助成する。

8 医療の確保

事業名	事業内容
在宅歯科医療連携推進事業 (予算事業名：歯科口腔保健推進事業)	県内30か所（19郡市歯科医師会ごと）に設置した拠点窓口において、要介護者等に対し、必要な在宅歯科医療を提供し、地域包括ケアシステムの中の歯科部門の基盤整備を進める。
自治医科大学対策費	陥落地等の医療に恵まれない地域における医療を確保するため、全国の都道府県が共同で設立した自治医科大学の運営費の負担等を行い、卒業した医師を医師確保が困難な地域の医療機関に派遣し、医師確保を図る。

9 教育の振興

事業名	事業内容
生涯学習情報発信事業	WEBサイト「生涯学習ステーション」を通して各市町村の生涯学習講座、イベント情報、指導者情報などを発信する。

10 集落の整備

事業名	事業内容
地域おこし協力隊研修	地域おこし協力隊の隊員や自治体担当職員向けに、活動や採用等に必要な研修を行う。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

事業名	事業内容
省エネ・再エネ活用設備導入促進	分散型エネルギーの普及・拡大を図るため、再生可能エネルギー活用設備等を導入する県民や企業等に対する支援を行う。

12 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

過疎地域等の持続的発展に関する行財政上の援助に係る補助事業等は次のとおりである。

(1) 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成

事業名	事業内容
ふるさと創造資金	市町村が実施する移住の試行段階に必要な施設や拠点整備などの取組、地域振興の担い手の確保及びその活動等に関する取組に対して補助する。
移住就業等支援金事業	県が運営する移住就業マッチングサイトに掲載された中小企業に就職し県内条件不利地域に移住した者及びテレワークで現在の仕事を続けながら当該地域に移住した者等に移住就業支援金を支給する。

(2) 産業の振興

事業名	事業内容
農山漁村地域整備交付金 (集落基盤整備事業)	農業生産基盤整備及び一体的な農村生活環境整備を実施する事業に対して補助する。
農山漁村地域整備交付金 (水利施設等整備事業 地域農業水利施設保全型)	団体営事業等で造成された農業水利施設について施設の劣化状況に応じた対策工事の実施等に対して補助する。
中山間地域農業農村総合整備事業	中山間地域の特色を生かした営農の確立のため、農産物の高付加価値化等を通じた所得確保及び生産基盤の保全再編利用に取り組む地域に対して補助する。

中山間地域等直接支払交付金	農業生産活動等を通じて中山間地域等における遊休農地の発生防止や多面的機能を確保するため、農業生産活動等を行う農業者等に対し、直接支払を実施する。
経営体育成条件整備事業	地域農業の担い手となる多様な経営体を確保・育成するため、共同利用施設や農業用機械施設等を整備する事業に対して補助する。
林業・木材産業構造改革事業	地域林業の振興と多様な森林資源の有効活用を図るため、林業生産用機械の整備等を行う。
都市と山村交流の森管理事業	都市と山村の交流の場、森林レクリエーションや森林学習等の場を県民に提供するため「彩の国ふれあいの森」、「みどりの村」、「県民の森」を良好に維持管理する。
商店街等施設整備事業	商店街の来街促進や安心・安全等につながる施設整備に対して補助を行う。

（3）地域における情報化

事 業 名	事 業 内 容
携帯電話等エリア整備事業	携帯電話等のサービス利用可能エリアを拡大し、地域間の情報通信格差を是正するため、携帯電話等の基地局施設の整備に対して補助する。
高度無線環境整備推進事業	条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を補助する。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

事業名	事業内容
農村整備事業 (農道・集落道整備事業)	老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、農道の再編・強靭化、高度化に対して補助する。
中山間地域農業農村総合整備事業	中山間地域を対象に、地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農道の整備等に対して補助する。
森林管理道整備事業	適切な森林管理、山村の生活道としての機能拡充及び効率的な林業経営を図るため、林道（森林管理道）の開設・改良・舗装に助成する。
バス路線維持対策費	地域住民の日常生活の足として重要なバス路線の維持、確保を図るため、市町村等に対して運行費用を補助する。
地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業	地域公共交通の活性化を図るため、スマート技術を活用したDXの推進やコンパクト+ネットワークによる交通再編等に係る経費を市町村等に対して補助する。

(5) 生活環境の整備

事業名	事業内容
農山漁村地域整備交付金 (農業集落排水事業)	農村集落及びその周辺地域において、農業集落排水施設の整備及び施設の機能診断、最適整備構想の策定の実施に対して補助する。
農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）	農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靭化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化に対して補助する。

中山間地域農業農村総合整備事業	中山間地域の総合的な整備を図る中で、家畜の飼育や作物栽培等への利用を主とし、地域の生活用水等の供給も担う営農飲雜用水施設を整備する事業に対して補助する。
消防広域化等検討組織設立・運営支援事業	広域消防運営計画または連携・協力実施計画の作成のための協議を行う協議会等に対して、補助金を交付する。
公共浄化槽整備支援事業	浄化槽の設置工事、設置後の維持管理を市町村が行う公共浄化槽整備を実施する市町村に対し、費用の一部を補助する。
浄化槽集中転換事業	浄化槽を設置しようとする個人に対して、当該設置に要する費用を助成している市町村に費用の一部を補助する。

(6) 医療の確保

事業名	事業内容
へき地国民健康保険診療施設運営費補助事業	へき地国民健康保険診療施設の運営費に対して補助する。

(7) 集落の整備

事業名	事業内容
コミュニティ活動の拠点施設整備事業	地域の一体感の醸成や共通課題解決を図るため、地域団体のコミュニティ活動の拠点施設の整備に対して、市町村が交付する補助金に要する経費の一部を補助する。

(8) 地域文化の振興等

事業名	事業内容
民俗芸能の振興事業	民俗芸能の保持団体が行う後継者育成を目的とした技能習得のための活動に対して補助する。